

令和3年6月16日招集

第4回若桜町議会定例会会議録

(令和3年6月17日)

若桜町議会事務局

令和3年第4回若桜町議会定例会（第2号）

招集年月日	令和3年6月17日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時20分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総 務 課 長	藤原 祐二	ふるさと創生課 課長	谷本 剛
	地域整備課長	竹本 英樹	農山村整備課長	中島 毅彦
	会計管理者	小林 貴之	にぎわい創出課 課長	川戸 康之
	町民福祉課長	上川 恭子	税 務 課 長	前田 弥生
	町民福祉課 参事	巖 友美	包括支援センター 所長	寺西 満

会議の顛末

(一般質問 6月17日)

議長 (川上守)

おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

一般質問を行います。順次質問を許します。7番、中尾理明議員。

議員 (中尾理明)

おはようございます。日本共産党の中尾理明です。傍聴者の皆さん、早朝よりお出かけくださりまして本当にありがとうございます。

先月は5月21日、国の文化審議会が、若桜町若桜地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定するよう文部科学大臣に答申したというビッグニュースが飛び込んでまいりました。

翌日の地元紙、全国紙・鳥取版も丁寧に答申理由を紹介するとともに、矢部町長の談話を報道しましたが、5月29日のNHK朝の「おはよう中国」でも、町並みをクローズアップした映像とともに、保存地区選定に携わった津川主任の抱負もテロップで流れました。県内外の多くの方々の目に若桜宿の町並みが映り、知れ渡っただろうなと感じています。

振り返ってこの保存地区選定の契機となったのは、2004年12月と2006年3月2回にわたって実施されたNPO市民文化財ネットワーク主催で、若桜で行われた景観まちづくり研修会ではなかったでしょうか。地元から第1回は山中幹也さん、第2回は門村正行さんから若桜の歴史と特徴あるまちづくりの報告があった後、主催団体理事長で当時鳥取環境大学環境デザイン学科の渡辺一正教

授をコーディネーターとして行われたディスカッションでは、東大大学院工学部の西村幸夫教授など専門家による調査研修内容の分析報告があり、談論風発大いに盛り上がったことを昨日のように思い出します。

西村教授は、明治18年大火後の宿議決書に基づいてつくられた仮屋・蔵通りなど、防災、景観にも配慮したまちづくり、日本でも先駆けとも言える民主的まちづくりが、この若桜で行われたことを高く評価されました。私はまちづくり、町並みづくりに対する新たな光を当てていただいたことを決して忘れてはならないと思います。

あれから17年、そして重伝建選定までのスケジュールが示されて6年、多くの方々の努力により、ようやく保存地区選定へと結実しました。私も保存地区に住む一人として、これまで以上に愛されるまちの礎となるよう大切に育てていかなければならない思いを新たにいたしました。

それではこれより、通告に従い順次質問させていただきます。最初の質問はコンビニエンスストア問題であります。

その1つ、5月広報とともに町民に配布されたコンビニエンスストアの誘致についての文書には、この建設の予算額は5,250万円、うち3割が町負担との記載があります。

議決された予算5,250万円は、全て基金を充当されたものであります。にもかかわらず町負担3割というのは、過疎債の充当を予定したものと判読いたしました。過疎債が充当される見込みがあるのか伺います。

議長 (川上守)

答弁を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

当該事業に過疎債が充当される見込みがあるのかとのご質問でございますが。

まず、過疎対策事業債、通称「過疎債」に

ついてご説明させていただきますと、これは、地方公共団体が資金調達のために負担する債務、いわゆる地方債の1つであり、人口の著しい減少により地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境等が、ほかの地域に比較して低位にあるとして公示された市町村が、計画に基づき実施する事業に対して発行が認められる特例債でございます。

また、返済する元利償還金につきましては、その7割が地方財源の均衡化を図るために交付される地方交付税に算入されるため、実質負担は3割となります。

このように、財政的に有利な財源となり得るものでありますので、本町におきましては、これまで公共施設の建設、町道や上下水道などのインフラ整備、除雪車両等の備品購入など、多くの事業に活用してまいりました。

さて、お尋ねのコンビニエンスストアの建設に過疎債が充当される見込みについてでございますが、この事業は、ご説明させていただいておりますとおり、「公設民営」すなわち本町で施設を整備し、民間事業者に貸し付けて運営を行うものでございます。

このような場合、従前は、地場産業の振興のための施設に限って認められておりましたが、平成26年の法改正により、地場産業振興施設以外でも対象とされたところでございます。

「過疎地域自立促進特別措置法」が、本年3月末で期限を迎え、4月1日より「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」いわゆる「新過疎法」が施行されたところですが、新過疎法の対象となる事業につきましては、旧法における事業を継続するとともに、新たな事業が対象として追加されたものと認識しており、当該事業につきましては、新過疎法においても対象事業であると考えております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は見込みを問うたんでありますが、その辺の町長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

対象となって借りる見込みをもっております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

過疎債についての私なりの捉え方については、次の質問でもって町長のお考えを質してみたいというふうに思っております。

2つ目に入ります。令和元年度決算審査町監査委員意見書によりますと、「財政運営の実質公債費率3か年の平均は6.8%であり0.1%上昇しています。これは、元利償還金が増加し、普通交付税等が減少したことによる。今後、交付税も減少することが予想され、大型事業が増加すると、この比率も一気に上昇する恐れがある。基金の裏づけがあるにしても、財政的に余裕があるとは言い難い。地方債残高は平成27年度以降年々増加し、この4年間で7億1,300万円増加している。過疎対策事業、災害復旧等要因はあるが、公債の発行と基金の取崩しについてバランスを取っていくことが必要である」と指摘し、地方債残高の増加を警告しています。

こんな状況の下で、コンビ二建設に過疎債を充当することについて町民の理解が得られるのか、所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

令和元年度決算審査意見書において、地方債残高の増加を警告している状況がある中で、コンビ二建設に過疎債を充当することに関し、町民の理解が得られるのか、所見を伺うとのご質問でございますが。

まず、「実質公債費比率」について触れさせていただきますと、平成18年度に、地方債制度がそれまでの「許可制度」から原則として、地方自治体が自由に地方債を発行できる「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標でございます。

実質的な公債費、つまり町の借入金の返済額に係る一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表し、公債費による財政負担の程度を客観的に示すものでございます。

この指標が18%を超えると「公債費負担適正化計画」を、25%を超えると「財政健全化計画」を策定することとされており、地方債の発行に当たっては、総務大臣等の許可が必要となります。さらに35%を超えると「財政再生計画」の策定が義務づけられ、地方債の発行が制限されることとなります。

本町の状況につきましては、中尾議員ご指摘のとおり、令和元年度決算ベースで6.8%であり、前年度に比べ0.1%上昇しております。これは3か年平均での比較でございます。単年度で見ますと、平成30年度が7%であったものが、令和元年度は6.9%になっており、0.1%減少している状況でございます。

また、総務省が取りまとめた「地方財政白書」によりますと、令和元年度の町村平均7.7%とのことであり、本町の状況は全国的に見ても高い状況にないものと考えております。

しかしながら、ご指摘の「公債の発行と基金取崩しなどのバランス」につきましては、今後も継続した公共サービスを提供していくうえで、非常に重要なことであると認識して

いるところであり、そのほかの財政指標にも注視しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

そして、この本町の現状や財政運営の見通しにつきましては、町民の皆さんにご理解いただけるようにご説明をしていきたいというふうに思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

全国的な国の示す基準よりはかなり低い状況だということで、町長のほうの説明がありましたけども、後半、監査意見のことについても、十分注意を払われるというふうにも聞こえました。

それで、ついこの間ですけども、令和3年4月の例月監査結果が議会に提出されています。監査の結果を一部紹介しますと、令和元年決算、「統一的な基準による地方会計財務書類について、財務分析を基に経年比較をした指標の中で、住民一人当たり負債額は、令和元年度時点で137万9千円あり、毎年増加傾向にある。これは負債総額が増加し、人口が減少しているためである。将来世代への負担が大きくなるよう適正・適切な財政運営が望まれる」というふうに言っておられることをまず紹介いたします。

その上で、私は平成28年度から令和元年度までの基金残高と地方債残高の状況、決算説明資料と各年度予算書、補正予算書掲載の資料により調べてみました。町として必要なときに使う積立金は、つまり基金ですね。令和元年度末で22億9,670万円です。平成28年度に比べ3,381万円減っていますが、大きな減少ではないと思います。

一方、借金である地方債残高は、令和元年度末37億9,986万円です。年々増加し、平成28年度に比べ6億1,201万円増え

ております。

中でも過疎債は、この4年間、各年度とも最高額で、令和元年度には残高16億4,996万円で全体の43.4%を占めています。私は基金があまり減っていないから、過疎債を使ってどんな事業でも進めてよいものではないと思うのであります。

基金は町民のために適切に使うべき積立金であり、過疎債も町民の切実な願いを実現するためやむなく借金するものではないでしょうか。借りた過疎債は償還据置期間を過ぎると利子を含め全額返さなければなりません。

他に比べ有利だと言われてはいますが、過疎債を使うことは長期債務であり、借金に変わりありません。町民の中に5,250万円の公費を投ずることに対し、強い批判の声が上がっていますが、この過疎債も公費であることは明らかではありませんか。この事業に過疎債を充てることについて再度所見を求めます。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

若桜町の場合、自己財源が大変少ない町でございませう。そういう中で事業実施をしていこうと思えば、やはり今一番有利な制度、過疎債の活用というのが一番町にとっては有利な制度だというふうに思います。

先ほど言われましたように、基金については、これは積み立てでございませうので、いつでもどこでも使えるような体制というのを取っておく必要があるというふうに思います。だから、このコンビニに限らずほかの事業でもやはり使えるものは使いながら住民の利便性、安全を守っていく、福祉の向上に努めるということに尽力していきたいというふうに思います。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長のおっしゃられることは、それなりに受け止めさせていただいた上で、私はこの間ですね、立命館大学の森裕之教授の著書、「市民と議員のための自治体財政」を読んで考えてみました。

過疎債の7割部分は後年度どのように交付税として返ってくるのか、反映されるのかであります。国は、国の財政状態を悪化させたくないのだから基準財政需要額、つまり自治体の標準的な支出を抑えることで、反映分を含めた後年度の地方交付税を少なくしようとしてまいります。国が約束した後年度への反映部分については、それ以外の公共サービスのための基準財政需要額分を減らし、減らされた埋め合わせとして反映分を組み込み、基準財政需要額の大きさを維持、増やさない可能性があるということ森教授は指摘しております。

このことを私なりに言わせてもらえば、過疎債については、7割部分が後年度交付税に反映されると、おのずとその年度の交付税が増えるのではないかとおぼやかれますが、実際は、国の財政事情で左右され、むしろ抑制される可能性があることに注意することが大事であり、過疎債については、このようリスクがあることを忘れてはならないと思います。改めて町長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

過疎債の先ほど交付税充当のお話でございますけれども、7割充当といいますのは一括7割もらえるわけではなくて、返済額に対しての7割充当でございませうので、1つ1つ、例えば5,000万借りて7割、3,500万返

ってくるんではございませんので、それを9年間で過疎債というものは返済していくわけで、それを分割した中での充当になりますので、その1つ1つの、全部集めればかなりの額に国中で見ればなるんですけども、それについては新過疎法の制定のときに財源は確保するというようなことになっておりますので、それについては心配しておりません。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私の浅い知識なんですけども、国の地方財政計画でもって、その方針に従っての過疎債割当等されるものと理解しておりまして、そういう国の予算の中で地方財政計画も組まれるわけで、それがうまくいかなければ、しわ寄せを受けるというようなことを、先ほど私は申し上げたところだというふうに思います。

それで、3問目に入ります。この質問最後であります。コンビ二問題についての町民説明会が6月6日に行われました。今回の説明会での意見交換だけで終わりにしてはならないと思います。回を重ね十分な町民との意見交換、最大限の町民理解の進展が図られる必要があると考えますが、所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

住民との意見交換、最大限の住民理解の進展が図られる必要があると考えるが、所見はとのご質問でございんですけども。

このたび、住民の皆様が町政に関心を持たれ声を上げられ、実際に行動に移されました。このことは大変喜ばしいことであると考えておりますし、行政側といたしましても、身の

引き締まる思いがいたしました。コンビ二誘致についても、賛成の方も反対の方も若桜町を良くしていこうという思いは同じであると承知しておりますし、様々な考え方があることは当然であり、意見が交わされていくことは大切なことであるというふうに認識しております。

6月6日の説明会には、69名の参加がございました。意見交換では、コンビ二誘致事業のみならず、私の町政運営に対して、また町と議会の在り方などについて、様々なご指摘、ご批判、応援など、叱咤激励をいただいたところでございます。寄せられたご意見を真摯に受け止め、しっかりと応えていかなければならないというふうに思ったところでございます。

コロナ禍で集会等が開催しにくい状況ではありますので、本定例会で提案させていただいていますアンケート調査費用や、広報わかさ、町ホームページなどを活用しながら、私としても可能な限り住民の方々のご意見を聞き、参考にしていきたいと考えております。

そして、町民の皆様が気持ちよく納得していただけるような説明ができるように努めてまいりたいというふうにも考えております。

議会におかれましても、議決をいただいた案件につきましては、やはり町民に対し責任あるご説明をぜひお願いしたいというふうに思いますし、本事業につきましては、当初予定しておりましたスケジュールを見直しているところであり、改めて民意の代表である議員の皆さんへご相談をさせていただきながら対応してまいりたいと考えておりますので、ぜひ、住民の皆さんの意見を把握していただき、町政に反映させていただけるようにご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長のほうで明確なお答えはありませんでしたけども、気持ち的に察するに町民の意見に引き続き耳を傾けていただけるといふふうに判断したところです。

具体的なその場として、この間みたいな「さくらホール」でのものは考えられるのと、少人数でやるとすれば、若者を中心にした「未来ビジョンのプロジェクトチーム」であるとか、そういう町民の参加する場での話合いの継続を強く望みたいと思います。

今定例会に提案されています令和3年度補正予算の地方債についての説明には、今年度末の過疎債残高見込みを19億円余りとしています。この上に今回新たに過疎債を使って進められようとしているコンビニ建設は、果たして町民の切実な願いを実現するものとなっているのでしょうか。多くの町民の声に耳を傾け、よく意見交換を重ねることが第一義的に求められます。それでもなお、町民の理解が深まらず、前向きな町民合意が得られない場合は、本予算は執行せず、凍結すべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

この件につきましては、先ほども申しましたとおり、スケジュールを一旦白紙に戻して話合いをするということで、早急にまだ、何をどうするのかというふうなまだ話が出来ていないと私は思っておりますので、それにつきましても話合いをしながら方向性というのを固めていきたいというふうに思います。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

ちょっとしつこいようですが、その凍結という判断もその中であり得るのかって辺はいかがでしょう。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今この場でその答弁に対しての回答ちょっと申し上げることはちょっとできません。これからやはり検討しながら、考えていきたいというふうに思います。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長の気持ちは分からんでもありませんが、コンビニ建設は、一応3月の予算議会で議決したからということ、どうしても進めなきゃならないものなのかという辺の疑問を感じます。これを強引に進めようとするとなると、多くの町民のまちづくりへの積極的な提案の芽を摘むことにならないかと心配するものがあります。このことを結びといたしまして、次の質問に入らせていただきます。

大きな2番目の質問は、新型コロナウイルス対策であります。その1つ、新型コロナ感染が拡大傾向の中、町内の商工業者の方々は売り上げの減少など、経営は依然厳しい状況であると推察しています。今申し上げた感染状況は通告時のもので、現時点では正確な説明になっていないことをお断りします。

鳥取県においては5月24日の臨時議会で、コロナ対策48億円の補正予算成立により、事業者支援として、「コロナ禍打破特別応援金」として、売上30%減の事業者に対し、最大50万円の支給が行われることになりました。この事業の上乗せ支給もしくは町独自で

昨年度実施された商工会員応援金を会員以外にも含め、支給すべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

鳥取県が事業者支援として「コロナ禍打破特別応援金」を行うが、この事業への町独自の上乗せ支給もしくは町独自で昨年実施した商工会員応援金を会員以外へも含め支給すべきではないかと考えるが、所見を伺いますとのご質問でございますが。

昨年度町独自で実施した新型コロナウイルスに関する経済対策としましては、まず、法人の上限を200万円、個人の上限を100万円と定め、国の持続化給付金に上乗せし支給する、「若桜町中小企業等事業継続支援金」を独自に実施いたしました。

対象は、収入が前年同月比50%以上減少している事業者で、支給実績は、法人、個人合わせて54件、6,288万円を支給しております。また、売り上げが減少している若桜町商工会員を対象に、支援金額1会員につき10万円とし、77の会員に交付したところでございます。

さらに、地域内消費を促進するため、全住民を対象に「まるごと商品券」を配布し、商品や燃料関係、飲食や理美容等、幅広い分野で合計3万442枚が活用され、商工業の活性化を図ってまいりました。

今年度に入り、商工会へ寄せられた相談状況は、令和3年5月末現在でコロナ関連の相談件数は17件になっており、これは昨年同時期と比較し減少している状況でございます。

これからの課題といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない状況下で、コロナ融資を実行された事業所の収益力の低下により返済が滞ること、据え置きして

いる返済が始まった際に、資金繰りが円滑に行えるかにあり、商工会には事業所の経営改善や販路開拓による需要獲得など、より一層町内事業所への相談対応等を図っていただくとともに、町としましても、商工会等と連携しながら、先を見据え必要と思える支援については検討して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町内の業者の皆さん全てにお会いしたわけじゃないですけど、やはり厳しいというご意見はありますし、自分のところは良くても、飲食業の方は大変だろうなというような声も聞きました。商工会を通じてということで、きめ細かい対応をされるということなんですけども、具体的な県の予算の上乗せだとか、去年行ったような10万円の支給だとかということについて、現在は予定されていないということでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今現在では、昨年やった事業については、計画はしておりませんが、先ほど申しましたように、商工会を通してながら実態把握をして、必要な支援については今後検討していきたいと思えます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

よろしく申し上げます。それで、ちなみに、湯梨浜町は3月議会ですかね、商工業者の皆

さんですけども、対前年度比 20%以上減少した方を対象に、上限 100 万円までの支援金を給付するようになっております。もちろん、県のほうの事業が始まるんでそういうこともあるわけですけども、町も独自の取組をされるよう望みたいと思うものであります。

2 つ目のこの問題の質問です。コロナ禍の中、大学生、専門学生の生活悪化が伝えられております。全国的にアルバイト収入が減り生活に困っている、親の失業などにより仕送りがなくなり、退学も考えている学生が増えており、若桜町出身者も同様であると考えます。

学生生活を支援する一助として、昨年度実施された岩美町などの事例を参考にして、給付型奨学金の創設を講ずべきだと考えますが、教育長に所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。新川教育長

教育長（新川哲也）

中尾議員から、給付型特別奨学金の創設についてお尋ねがありました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、昨年来から学生を取り巻く環境は、経済的にも精神的にも大変苦勞を強いられていることを私としても懸念しているものであります。

新型コロナの収束が見通せない中、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲があり能力がある全ての子どもが、質の高い希望する教育を受けることができるようにすることは、極めて重要なことであると考えております。

そのため、大学等の高等教育の機会均等を図るためには、まずは国が制度を設定し、県や市町村が地域の実情に応じて制度の不足する部分を補完することが必要なことではないかと考えております。

現在、本町の大学等奨学金制度については、経済的理由により修学が困難な場合に、無利

子で奨学資金の貸与を行うもので、その貸与額は月額 2 万円、返還期間については 20 年以内ということにしております。一方で、若者定住の促進を図るためなど、本町におきましても、大学等奨学金の返済支援を行う助成制度を昨年 4 月から 2 つの事業を実施してきているところでもあります。

1 つは、人材確保と定住促進を図ることを目的に、貸付金の返還支援を行う、「若桜町大学等奨学資金返還支援助成金交付事業」であります。これは本町に居住し、かつ就労している方を対象に、町から貸与された奨学金返還額の 2 分の 1 を助成する事業であります。

2 つ目の事業は、森林組合など林業事業者への就職や就業により、本町への定住及び業界の人材確保を目的に返還支援を行う「若桜町林業担い手奨学金支援助成金交付事業」で、こちらの事業も返還額の 2 分の 1 の助成を行うものであります。

また、鳥取県では県内に就職する大学生等の奨学金返還を助成し、IJUターンや産業人材を確保するため、「鳥取未来人材育成奨学金支援助成事業」がございます。これは、県内企業に就職し、8 年間継続して就労することを条件に、奨学金の返還額の 2 分の 1 を助成するというものであります。

先ほどご説明した本町 2 つ目の事業、「若桜町林業担い手奨学金支援助成金交付事業」は、「鳥取未来人材育成奨学金支援助成事業」の受給者を対象としていますので、こちらは県と町の両方から返還支援が受けられることになっております。

さらに国におきましては、大学等の高等教育機関での修学支援として、経済的に困難な学生を支援する 2 つの新たな制度が昨年 4 月から始められています。この新制度の 1 つは、授業料・入学金の免除又は減額であり、2 つ目が給付型奨学金の支給となっています。この制度では、減免と給付の両方の支援を受けられますし、さらに本町の奨学資金制度も併

用していただければ、学費などの経済的な負担は軽減され、お金のことを心配することなく学業に励んでいただけるものと考えております。

こうした状況を踏まえ、本町独自の奨学資金制度に、新たに給付型を設けることの必要性は現段階では低いものと考えておりますが、意欲と能力のある学生が経済的理由により、修学を断念することがないように、国や県の動向を注視していきたいというふうに考えております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

教育長の答弁、よく分かるんですけども、なお、提案的なことをさせていただきたいんですが、町の返還への支援制度ができておるとか、県も独自の奨学金があり、学生への支援が行われているというのは自分なりに心得ていた上で話しております。給付型の支給ですから、緊急的に使えるお金というふうに思っております。

例えば、岩美町なんですけども、一人10万円の給付型支給をされておまして、岩美町ですから人数的には多いんで、100人を想定して1,000万円の予算を組まれて、決算はこれからのところだと思うんですけども、本年度も継続して同じ規模でやられると、しかも、同一の人でもオーケーということをやっております。

10万円のうち5万円を完全な給付で自由に使えると、それからあとの5万円については、無利子の貸付けで、卒後2年間のうちに返済すればよいということのようですので、岩美町で2年継続されているということを見ると、かなりの方が利用されていると思いますし、今、学生が本当に大変だというのはテレビでも新聞でもフードプロジェクトという

ことで、ボランティアの参加で物を、いろいろな食料品や雑貨を大学や周辺で配られると、それに学生さんが列をなしておるといようなことをよく伝えられておりますけども、本当に大変だなどというふうに思いますので、その辺を加えて具体的な検討ができないか、もう一度教育長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（川上守）

答弁を求めます。新川教育長。

教育長（新川哲也）

岩美町の例をご紹介していただきました。はじめにも申し上げましたが、若桜町でもワクチン接種、65歳以上の方の次に今度は基礎疾患のある方、それから60歳から64歳までの方というふうに、比較的順調に接種も進んでおるといような状況もございます。

そういったコロナの感染状況、こういったものを踏まえながら経済、社会状況を十分に見極めながらそういった必要な場合が出てきましたら、検討してみたいなというふうに思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議長（中尾理明）

岩美町の状況を調べられたというふうには思うんですが、昨年度、今年度どういう状況でやられておるのかということも、今一度調べていただいて、参考にしながら、学生支援よろしくお願ひしたいというふうに思います。

この質問の最後です。県内も新型コロナウイルス感染が顕著になってきました。このことも先ほど同様、通告時の表現であることをご理解ください。感染のリスクが高まり、罹患したら入院できるのか不安が尽きませんが、格別高齢者や障がい者など、要援護者を在宅で見守っておられる家族の方の不安は大きい

と考えます。

この家族の方が新型コロナウイルスに感染された場合には、濃厚接触者である要援護者が入所できる施設等の確保が必要であると考えます。これは、本来鳥取県がやるべき仕事であるとは思いますが、町としてどのような働きかけをされるのか伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

高齢者や障がい者の方などを在宅で見守っておられる家族が新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者である要援護者が入所できる施設等の確保が必要であり、町として県にどのような働きかけをされるのかのご質問でございますが。

鳥取県では、新型コロナウイルス入院患者家族支援事業を昨年12月から実施されておられます。この事業は、児童、高齢者、障がい者など、日常生活において介護や生活支援が必要な「要支援者」がいる家庭において、介護等を行う同居の家族が感染、入院等した場合に、県が主体となって要支援者に必要なサービスを提供するものでございます。

県と町が支援内容等を協議した上で、自宅などに介助者を派遣して介護などの支援を行います。この事業は、在宅での支援を基本としており、介助者の派遣費用や感染防止費用などを県により負担されるようになっております。

これまでの利用実績は、高齢者と障がい者では1件と聞いており、利用が少ない理由としては、県では介護保険や障がい福祉のサービスを受けている場合は、そのサービスが優先されるため対象外であることや、親類などが世話をされているのではないかと推測されております。

本町においては、万が一の事態に備え、介

護保険サービス事業所などの関係機関と連携し、要支援者一人一人に必要なサービス内容や、家族の介護力などについて把握し、情報提供を行うこととしております。

また、令和2年度の鳥取県町村会要望では、介護者が感染した際の在宅の重度要支援者への対応について、要支援者が安心して過ごせる専門施設等の早急な確保や、広域でこのようなケースに対応できるような仕組みづくりについて要望をしております。

県は、「新型コロナウイルス入院患者家族支援事業」により、在宅での支援を基本としたサービスを提供し、在宅での支援が難しい場合には、別に支援場所を確保するというふうな回答をいただいております。

濃厚接触者である要支援者へのサービス提供は感染のリスクがあることから、サービス提供者の確保が困難になることも想定されております。そこで、本町としましては、令和3年度の鳥取県町村会要望として「在宅に必要な介護・福祉・生活介助などのサービスを受けられるための人材確保や、在宅での支援が困難な場合は施設の短期入所を利用できるような体制づくり」また、「軽症の感染者のための宿泊療養施設を、濃厚接触者である要支援者も利用できるようにしていただき、訪問による介護・医療・福祉サービスが受けられる体制を広域で整えていただく」ことを要望するよう準備をしております。

また、本町では、高齢者へのワクチン接種が予定通り進んでおり、基礎疾患や障がいのある方、さらには60歳から64歳の一般接種も既に開始しており、ワクチン接種は進んでおりますが、要支援者やその介護に当たっておられるご家族が安心して過ごせるよう、県や保健所、関係機関と連携の上、引き続き努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

よく分かりました。最後の分で町村会での要望事項で、県や国のほうに、国は言われたかどうか分かりませんが、要望していく事項としてあるんだということで、今、まだ十分じゃないということだと思えます。したがって、その辺を強めていただいて、ぜひコロナウイルスの感染が、今、一応下火になってはいるんですけども、いついかなるときに感染が広がって大変な状況になるかというのは、もうこれから数年、10年だったらいけんと思うんですけども、長い間の課題になると思うので、その辺を速やかに県なり国への要望事項を実現されるよう望み、大きな3番目の質問に移ります。

米軍機・自衛隊機の低空飛行訓練中止についてであります。その1つ、今年1月29日、中国新聞は、鳥取県、米軍機目撃43件、20年度12月時点、過去5年間で最多との見出しで、昨年度の米軍機の低空飛行の急増を報道しました。その後も、今年に入って3月から4月にかけて飛行訓練が激しく行われ、若桜町民から大きな怒りの声が上がっています。

特に4月2日には、役場総務課の記録でも確認しましたが、近年で最大規模の4回、6機が飛行しました。昨年6月定例会の町長答弁を集計すると、当時、月平均3.6回の飛行であったのに対して、今年3月、4月は2か月間として集計すると月5.5回もの訓練が行われたこととなります。このことへの所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今年3月から4月にかけて飛行訓練が激し

く行われたことに関し、所見を伺いますとのご質問でございますが。

議員ご指摘のとおり、今年に入って多くの目撃情報が寄せられており、特に4月だけで7日間にわたり16回、飛行のみを含めると延べ25機が確認されております。

いただいた情報は全て記録を残しており、目視により機体を確認できた情報につきましては、県及び自衛隊に情報提供をするとともに、機体の所属について照会を行っているところでございますが、その回答をいただくのに時間を要していることを、以前のご答弁のときにも申し上げさせていただきました。先日、本年2月及び3月に確認された機体の所属に関する回答が自衛隊からあり、いずれも該当する自衛隊機はないことから、米軍機によるものであったと考えられるとのことでありましたので、この場をお借りして御報告させていただきます。

さて、お尋ねのこの案件に対する私の所見についてでございますが、町民の方と同様に私も不安を感じているところでございます。町長として町民の安全・安心を確保しなければならない立場にありますが、防衛に関することは国の専権事項でございます。

中尾議員から幾度となくこの案件に関するご質問をいただき、同様の答弁となり心苦しく思っておりますが、今後も引き続き機会を捉えて、低空飛行訓練の中止を含めた訓練内容の見直しや事前の情報提供など、適切な措置を講じるよう要請してまいりたいと考えております。

なお、先ほどご報告させていただいた自衛隊からの回答では、米軍機の運用について、低空飛行訓練に係る日米合同委員会合意の案に、防衛省は引き続き苦情の内容を米側に伝え、米軍機の飛行に際しては、安全面に最大限の配慮を払うとともに、地域住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう求めていると追記されておりましたので、併せてご報

告させていただきます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議長（中尾理明）

丁寧な説明ありがとうございました。最後のところで日米合同委員会の話が出まして、これ、日米地位協定というアメリカが軍隊を日本に派遣して基地を作って訓練をするということが、日米の中で取決めされておるんですけども、1999年の日米合意によって、夜間とか土日の飛行などへの飛行をやめるというようなその合意はされておるといことなんですけども、つい最近も、6月8日ですか、夕方に米軍輸送機だと思われるC130というんですか、通ったように、夜も、土日は最近ないと思うんですけども、守られていないというのが現状ではないかと。

したがって、町村会もだと思んですけども、都道府県の県知事会は、国に対して日米地位協定の見直しというのを強く求めているというところで、本当に若桜だけでなく、基地周辺や全国的に訓練ルートのあるところの自治体が被害を被っているということ、現実でありますので、その辺のところを改めて認識していただいて、対処していただけたらなというふうに思います。

2番目に移ります。米軍低空飛行訓練中止に向け、町も県も飛行実態を調べるための騒音測定器などの設置を国に要請していますが、現在の状況を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

騒音測定器などの設置を国に要請しているが、現在の状況を伺うとのご質問でございますが。

騒音測定器の設置につきましては、県を通じ国に対して要請をしているところでございます。その状況につきましては、県に問い合わせたところ、この件に関し、まだ回答はいただけていないとのことでした。

今後も、低空飛行訓練に対する要望と併せまして、騒音測定器の設置についても要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

この問題は1994年に始まったもので、30年近く行われているということで、ある意味麻痺している部分もありはしないかと思ったりします。そうであってはならないということで、客観的に騒音の大きさとか、回数とか、そういうものが客観的に把握できる騒音測定器が求められているわけです。

それで、現在、県の東部地域、東部の町の方、鳥取市の方で、私も若桜町の1人として「そらはつながる 低空飛行訓練を考える会」をつくりました。それで現在、騒音測定器設置などを求める署名運動に取り組んでいるところであります。それがまとまれば、これは県知事と矢部町長宛の署名になっておりますので、そのときはよろしく願いしたいと思います。

最後の質問です。4月19日、若桜町内を自衛隊輸送機C2が低空飛行を行いました。この間、美保基地でのC2訓練中、部品落下事故があり、大きな問題となっておりますが、若桜町も自衛隊に対し危険防止の要請をすべきではないかと考えますが、所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

訓練中の自衛隊輸送機からの部品の落下事故が大きな問題になっています。本町も自衛隊に対し、危険防止を要請すべきと考えるが所見を伺いますとのご質問でございます。

本年5月13日に、航空自衛隊美保基地所属のC2輸送機の飛行訓練中、直径約4センチメートル、長さ約50センチメートル、重さ約1.5キログラムの部品が機体から落下するという事故が発生しております。翌日、県は、自衛隊から事故の概要説明と謝罪を受けた際、抗議を行うとともに、原因究明と再発防止対策の申入れを行ったものと承知しております。

中尾議員ご指摘のとおり、本町においても事故を起こした輸送機と同型機を目撃情報があり、同様の事故が発生する可能性は否定できないものと考えております。また、地域住民の安全・安心の確保については、全ての首長が同様の思いだろうというふうに思っておりますので、他の自治体と連携して要請を行うなど対応していきたいと思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長の答弁に意を強くしたところであります。ぜひ進めていただくようお願いいたします。締めくくりに、ちょっとしゃべらせていただきます。

今回のコンビニ問題では、私自身、目を覚まされた思いです。改めて町民の思いに応える議員活動に努めなければならないと思えました。私はコロナ禍で心身ともに疲れ切り、生活にあえいでいる町民に対し、温かく手を差し伸べるような町政を望みます。

智頭町に続き大山町でも実施するようになった給食費の無償化、若桜学園も同様に全額

無償化が急がれます。好評を博している住宅リフォーム事業、一度利用した人も含め、第2ラウンドの事業開始を望み、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（川上守）

続いて一般質問を許します。8番、山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

皆さんおはようございます。8番、山本晴隆でございます。傍聴されておられる全ての皆さんありがとうございます。さて、本町ではある事業について、民意の反対署名活動が起こり、359の署名が集まったそうです。しかし、その署名の数には少し疑問が残ります。事実、私の支持者でも、半ば強制的に署名を求められた方もいます。それに対応する形で、執行部はご意見募集、自由記載を行い、その後、意見書が町のホームページに記載されました。

しかし、その内容は、執行部の説明や議会内で協議された内容と関係のないことや、事実無根のことも多く書かれ、誹謗中傷し、個人の名が分かるような内容や、会社を批判する文章も見受けられました。これが町の行った町民の意見の結果なのかと思ひ、寂しくなりました。

今は削除されておりますが、これから行われる住民アンケートの結果を執行部、担当課と協議し、議員の責任として適正な答えを出したいと考えております。

さて、鳥取県内のコロナ感染も第4波の影響を受け、5月上旬一時増えた時期もありましたが、6月に入り感染者の増加を抑えている状況であり、全国で一番感染を抑えられている県です。これは平井知事をはじめ、行政、医療関係者、社会福祉施設等、多くの方が集まるところで働かれている方々のご努力や県民の協力によるものだと感じております。

関係者には深く敬意を表したいと思います。本町も、高齢者のワクチン接種が順調に進んでいて、さらに64歳以下の予約を受け付けする段階に入ったことを、6月8日の常任委員会で報告を受けて、安心していただいております。一日も早いコロナの感染の収束を願うばかりです。

それでは、通告している2つの質問に入らせていただきます。1つ目、1としまして町内の公共交通について順次質問させていただきます。

今年度のバス運行事業は5,417万円、そのうち委託料は、日本交通株式会社に2,349万円、有限会社観光タクシーに996万円で、地域コミュニティタクシーへの予算は546万円を計上されており、かなりの委託料を支払っています。

矢部町長は、私の令和元年12月の質問の答弁で、利用状況や住民ニーズを把握して住民、交通事業者、行政等の連携による、持続可能な体系の構築を目的として、若桜町公共交通計画を策定され、このことにより町営バスの減便や委託料の増減もあると答弁されましたが、今後の公共交通体制について町長はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今後の公共交通体制について、どのように考えておられるのかお尋ねしますとのご質問でございますが。

令和元年度に作成しております「若桜町公共交通計画」に基づき、基本的な方向性としましては、定期バスが主流である現在の公共交通体制から、若桜の現状にあったドア to ドアによるデマンド型の運行に切り替えていくことを目指しております。

これらの体系を進めていくため、本年4月より町営バスとしてデマンド型の運行を導入し、利用者一人当たり初乗り300円から上限500円といった、格安の乗車形態を試験的に進めていくところでございます。

昨年まで同様の運行を実施しておりましたNPO法人の利用実績と比較しまして、前年度比200%を超える利用率で推移している状況であり、ご利用された皆様からは大変お喜びの声をいただいているところでございます。

また、既存の公共交通を補完する仕組みづくりとして、地域住民が地域の公共交通を支える新たな公共交通体制として、昨年度より、「共助交通試験運行モデル地区事業」を実施し、昨年度は吉川地区で「吉川地区共助交通を推進する会」による「地域コミュニティタクシー『わあすか』」、本年度は高野・上高野地区で「高野・上高野地区共助交通を推進する会」による「地域支え合いタクシー『てご』」が、道路運送法上の許認可を得ない形態で、運賃無償による実証運行を開始しているところであり、昨年度より運行を開始いたしました吉川地区では、地域住民に対する周知や運行体制が軌道に乗ってきていることから、本年秋頃を目途に有償運送に切り替え、本格的に公共交通体制の1つとして体制構築する予定で、今現在準備を進めているところでございます。

また、公共交通体制全体としましては、特定地域づくり事業の本格稼働による運転手の確保や、町営デマンド便の委託先である観光タクシーの体制構築を進めてまいり、デマンド便の拡大を目指しております。

町営バス定期便の利用者の少ない便の減、さらには、修繕費等が多額となっているバス車両の見直し等も検討しており、事業者体制整備、経費を圧縮しながらも利便性の高い公共交通体制の整備をこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

あの車両のこともちょっと言われたんですが、かなり見るやに、もう古くなってそろそろ更新というような車もあると思いますが、その辺についてはどのようなお考えですか、もう一度お願いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

やはりバスにつきましては、毎日決められた本数、必ず人が乗ろうが乗らまいが走るという関係でどうしても痛みが早い、また、タイヤなんかでもすぐに換えていかなければいけないということで、修繕費がかなりかかるということで、大型から今、中型、小型というふうに変えてきておりますので、状況に併せて、やはり大きなものが必ず必要かどうかというのを検討していかないといけないと。

必要などころには、やはり必要な車両を確保しないとイケないですし、そうでない部分については、小型化を進めていきたいというふうに思っております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

次の質問に移る前に、（２）の基本目標の部分が、私たちが議会としていただいております文と誤りがありましたので、直しながら本文に沿う形で読み上げていきたいと思えます。私の書いている部分では、便利でというところが利用しやすくということでありました。持続可能な公共交通ネットワークの実現としておりますが、これは本文では構築とい

うことです。それから基本方針２、地域住民と町外からの来訪者に向けた利用促進、基本方針３、将来にわたると書いておりますが、わたり、移動手段の維持・確保をするための仕組みづくりが示されております。

今年度から観光タクシーによるデマンド便の有償運行、さらに吉川の「わあすか」と、高野・上高野地区共助交通を推進する会の協力による「てご」が共助交通試験モデル事業で運行されており、基本方針１、２、３の実現と、特にドア to ドアの手段の充実が町内をカバーできるとお考えなのか、所見をお伺いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

近い将来ドア to ドアの移動手段の充実が町内全域をカバーできるとお考えなのか、所見を伺いますとのご質問ですが。

公共交通体制としましては、今後の高齢化も鑑みれば、ますます自宅から目的地まで移動できる交通手段の需要が拡大していくことが想定され、ドア to ドアによる運行のみでは、町内全体をカバーできるとは考えておりません。

計画にもありますが、定期バスの併用は必要と考えております。ただし、定期バス、デマンドの両方の運行となると、運行経費の増額も想定されることから、需要と供給のバランス等について考える必要があります。

例えば、乗車率が高い時間帯のみ定期便を継続し、その他の時間帯はデマンド便を運行することにより、経費の削減や運転手の削減を図りながら、また、利便性の向上を考えたり、スクールバスの導入というようなことも、やはり今後検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。

また、これらの公共交通体制を補完する役

割として、先ほど申しました、地域コミュニティタクシーを行うこともできる運行体制を整えば、中山間地域の見本となる体制が構築できるものというふうに考えておりました、やはり町と、今お願いしております観光タクシー等々と一緒になって、今後の交通体系の整備というものを考えていきたいというふうに思っております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

町営バスの1日の利用回数や待ち時間の状況や、吉川や「てご」の6月1日から運行されているのですが、利用状況をできれば分かる範囲で、なるべく詳しく教えていただければと思いますが。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

詳しいまた数字につきましては、後でまたご説明させていただきたいと思いますが、地域コミュニティの吉川につきましては、大体月に100人程度がご利用いただいておりますし、デマンド便ですね、このデマンド便についても先ほど申しましたように、前年比200%以上の利用がございます。

ただ、町営バスについては、やはり利用が大変少ない状況でございますので、これについてはやはりちょっと考えていく必要があるなというふうに思います。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

試験運行の結果も順調に、今ええ調子だと

いうことお聞きして、ちょっと安心しております。

3の質問に移ります。令和2年度3月の若桜町公共交通計画資料Ⅶ2、目標を達成するための事業及び実施主体の事業内容で、実施期間には「令和3年に運行を行う組織・団体の設立、交通事業者等と協議」、令和4年「新たな組織・団体の下でのデマンド交通の運行開始」と記載され、また、注意書きには必要に応じて、事業の一部を早期に実現する可能性もあると記載されています。

少し私は遅れていると感じますが、町長の所見をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

「若桜町公共交通計画」資料Ⅶの2の実施状況が少し遅れていると感じますが、所見を伺いますとのご質問でございますが。

計画Ⅶの2の、利用しやすく持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けたドア to ドアの移動手段の充実に関することだというふうに思いますが、若桜町にはタクシー事業者がなく、ドア to ドアによる移動手段がなかったため、この移動手段を確保するべく、公共交通空白地有償運送として、NPO法人の事業としてタクシー料金の約半額の利用料金で町内全域を運行区間として運行をさせていただいております。

しかしながら、事業者より中長期的な業務継続は困難であることの報告があり、同様の運行体制を確保しながら、新たな実施方法を検討する必要があったため、計画内容の一つとして、この計画の中に入れたものでございます。

実際には、NPO法人が撤退されたため、新たな会社でデマンド運行を導入し、同様の運行形態を維持しつつ、利用料金も低価格に

抑えたことで利用率が増加しているところでございます。

また、地域コミュニティタクシーにおいても同様の運行形態であり、中長期的な運行が可能であるか、ドライバーが確保できるかなどの実証運行を経て、本年度中には有償運行に切り換えるため、運行管理者や整備管理者などの必要な資格において、鳥取運輸支局等と協議を重ね、管理を委託する新たな形態で実施可能であるとの確認も取れているところでございます。

進捗について少し遅れているのではということですが、令和2年度に運行体制の検討、令和3年度には組織・団体の設立及び公共交通事業者等の協議、令和4年度に新たな組織・団体の下での運行開始という計画に基づき、本年度、吉川地区において有償運行も予定しており、また、次年度以降の町の交通形態の在り方についても、検討を進めているところであり、おおむね計画どおりに進んでいるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

遅れていると私が感じただけで、町長は、ほぼほぼ順調にいったらということなんですが、日交さんとか、観光タクシーさんとかとはどれくらいの頻度ちゅうか、協議とか検討はされているのか、お願いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

運行会社につきましては、観光タクシーについては月1必ず協議を行っておりますし、バスにつきましては対策会議、運行会議の中

で今協議をしておりますが、やはり必要に応じて、やはりバスの運行ですのできちんと回数決めておりませんが、必要に応じて担当課は協議をしております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

私が聞き漏らしとるかも分かんんですけど、会社等で委託料の増減や継続運行、撤退なんかのお話はされたのか、再度確認したいと思います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今のご質問についてでございますけど、日交バスとはまだ継続、今のままの継続というような話しかまだしておりません。それで、観光タクシーにつきましては、今後、先ほど申しました展開について広げていくような話をさせていただいております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

随時そういう協議がされているということで、また変わったことがあるようでしたら、議会のほうにも報告していただきたいと思います。

吉川、高野・上高野地区が試験運行されておりますが、その他の地域で希望されている集落等があれば紹介していただけますか。なかったらなくて結構です。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

地域コミュニティタクシーにつきましては、本当にいろんな集落で取り組んでいただきたいということでお話のほうはさせていただいてるんですけども、残念ながら、今、申出があるところはございません。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

吉川地区や高野地区で試験運行がされておりますし、吉川については1年延長ということになっておりますが、次の候補者はないということなんですけど、やはりそういうところもしっかりと積極的に探されていかなければいけないと思いますけど、その辺について、もう一度お願いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

山本議員のおっしゃるとおりだと思います。私どもも全然探していないわけではなく、何箇所か会って話もさせていただいてるんですけども、なかなか条件がクリアされてない、できないということで、まだ一步進んでいただけない状況にありますので、何とかそれができるような形のものを考えていきたいと思っております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

次の質問に移ります。4番です。町営バスの運行ダイヤの変更、利用料金1000円にしても利用者は増えない状況は続いています。

現在のデマンド便試験運行で、基本方針、目的に示されている「町内を便利に移動できる持続可能な公共交通の確保」はできないと考えます。昨年吉川、6月1日から上高野・高野で実証運行されている地区住民の移動手段は改善されたと思いますが、バス停が遠い、公共交通での移動ができない集落も多く、また、バス利用料金の不公平感もあると感じております。

令和元年12月に、町内500世帯、1世帯に2部配布されたアンケート調査では、14%の住民が運転手に協力できると回答されたと思っています。早急に町独自の会社を立ち上げることが必要と考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

町独自の運行会社を立ち上げることが必要と考えますが、所見を伺いますとのご質問でございますが。

吉川や高野・上高野地区で実証運行を行っております、共助交通のモデル事業ですが、この事業は、規定の定期バスを補完する仕組みづくりとして、地域住民が地域の交通を支える新たな公共交通体制として構築したところでございます。

また、町営デマンド便につきましては、将来的な運行形態を想定し、また、コミュニティタクシーがない集落の利便性を想定し導入した交通体制となりました。現状において、コミュニティタクシーなどの導入が行われていない集落に対する利便性も、当然ながら考慮をしているところでございます。

そのため、最初のご質問でもお答えしたとおり、定期便は価格設定を大幅に変更し、初乗りを300円、上限を500円といった低価格帯の利用料金としております。

町独自の運行会社を立ち上げる必要があるとお考えですが、利用者の需要に応じた運行体制を構築する必要がありますので、定期運行が主流だったものから、デマンド型の運行に比重を寄せていきたいと、先にご説明させていただきました。その中心となる事業者として、本年度より運行業務を委託しております観光タクシーに、運行管理を含めた業務を担っていただきたいということを、今、検討しているところでございます。

また、同事業者には、特定地域づくり事業にも加盟いただいておりますので、本町の公共交通だけでなく、観光や福祉などを含め、総合的な観点から利便性及び活性化につなげていただければと期待しているところでございます。

また、この特定地域づくりをご利用いただきまして、就労者の確保、若い人の働き場の創出というのをも併せてお願いしていきたいということで、この事業者と一緒にになりまして、支援できることはしながら公共交通について体制整備というものを考えていきたいと思っております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

観光タクシーという具体的な名前が出たわけですが、会社に委託をするということになれば、また、一番はじめに質問させていただきましたが、かなりのまた委託料が増額になると思いますが、その辺の試算はされているのか、されていないのか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

委託料につきましては、担当課のほうで試

算をしております。また資料のほうはご提供させていただきたいというふうに思いますし、空白地有償でございますと、国・県の補助も十分にありますので、それを利用しながらやっていきたいというふうに思っております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

1つ池田地区で聞いたお話を町長にお伝えしますが、運転免許の更新を断念された方とお話したことがあります。免許センターでは、高齢者による交通事故が増えている状況を危惧されているのか、返還を勧められ、更新を断念されたと聞きました。

しかし、車の運転ができなくなると、バス停が遠いため、自転車を購入されましたが、雨の日や冬場には外出をためらうことなどを感ぜられまして、より安全に遠くに行ける高額な電動シニアカーに買い換えられたとお聞きしました。このような実例は急激な高齢化が進む本町において、ますます増えていくと考えます。

令和4年度、新たな組織・団体の下でデマンド便の運行ができると願っておりますので、しっかりと進むような取組をしていただきますようお願いして、次の5番目の質問に移らせていただきます。

町独自の新公共交通が確立すれば、町の協力の下、道の駅などと連携して、高齢者や障がい者の方々に、総菜や温かく栄養バランスの取れた食事などをお届けできると考えます。今後こうした福祉事業は必要と感じますが、町長の所見をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

高齢者や障がい者の方々に食事などをお届けできると考えますが、所見を伺いますとのご質問でございますが。

公共交通と福祉との連携による食事面でのサポートにつきましては、高齢者が増えていくこれからの若桜町にとって必要なことというふうに認識しております。

ただし、宅配サービスは、既に一般企業が町内全域で実施しているということもございます。そのため町内の事業者が参入を希望される場合においては、やはり経費やロスが少なくなるよう共同で取り組むなど、商工会を交えて一緒に検討していくことも必要なことと考えております。

昨年テイクアウト事業をやったときに、この要望は大変ございまして、何とか運搬できないかという話もさせていただいたんですけども、やはり協議をする時間がどうしても必要だということで、実施に至りませんでした。やはり運送中の荷崩れであったり、食中毒などの責任の所在など、やはり課題が多いというふうに聞いておりますので、やはり関係者の皆さんちょっと集まっていただいて、協議をしていくっていうことをまずやっていく必要があるというふうに思っております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

先ほど食中毒とか、その荷崩れという問題もあるという答弁がありました。道の駅には保冷車もあつたりしますので、その辺もしっかりと巻き込んでやっていただければと思いますので、一番はじめの質問にも申しましたが、いずれにしても約5,400万円の委託料が必要になっています。コロナ禍の中、高速バスの運行も中断されるなど、交通事業者も大変厳しい状況だと感じております。

令和3年度予算説明資料に、課題及び期待

する効果にも、公共交通空白地における運行体制として、NPO法人に対する運行補助による運行を行っていたが、町営による体制へと変換し、一元管理を実施、これにより運行管理体制の強靱化及び利用料金の適正化を図ると記されております。

町内全域の公共交通がより良い体系となり、特に利便性の悪い集落の住民が、便利で低料金で利用できる公共交通計画の構築ができることを希望いたしまして、次の最後の質問に移らせていただきます。

迎賓館の管理についてです。若桜迎賓館の管理運営は、平成28年度に2,937万円をかけて中尾邸をおもてなしの拠点、町内各種団体研修等の利用等を目的として改修し、スタートしました。また、宿泊施設も兼ねた改修もされました。しかし、利用制限などもあり、利用者は増えないまま現在に至っております。

議会も毎年、所有者との利用条件を検討していただきたいとお願いし、議会報告会でも、町民の方々も返却を含む厳しい意見などもいただいております。今年5月28日の常任委員会で、所有者の変更があったとの報告を受け、他の委員さんからも多くの意見もありましたが、現在どのように利用条件や返還を含めた話合いをされているのか、お尋ねいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

若桜迎賓館の利用状況と所有者との話合いの状況についてのお尋ねでございますが。

若桜迎賓館は、町民の交流を促進し、若桜町の活性化を図るため平成27年10月に所有者の方と使用貸借契約書を締結、平成28年度に施設改修を行い、管理運営を行っているところです。また、この間の平成30年1

月には、施設の目的外使用に関して、所有者の方と合意書を締結し、その合意内容を遵守しながら、利用者の方には施設利用をお願いしております。

また、利用状況につきましては、平成30年度に22団体340名のご利用がございましたが、その後は減少傾向となっており、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もございまして、2団体19名の利用というふうになっているところでございます。

さて、ご質問の、新たな所有者との利用条件等の協議についてでございますが、令和3年3月に新たな所有者の方からのお手紙を受理し、平成27年からの10年間の無償貸与については、今後も継続する旨の了解は得ております。

しかし、利用条件等の詳細については、まだ協議が始まっておりません。理由といたしましては、県外にお住まいのため、コロナの感染状況を鑑みながら、新たな所有者の方と、今現在ワクチン接種のほうも今、受けられておられまして、2回目が終わってから面談をしようということをお話し合っているところでございます。

そして、やはり今後の利用条件等の詳細の協議を進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

10年間の無償貸与ということをさっき委員会の中でもそれはお聞かせ願ったんですが、使用条件についても再三、前所有者とも協議をされたと思いますが、なぜ前町長との契約では10年後には無償譲渡と我々はお聞きしたと記憶していますが、契約条件が変わっておると思いますが、その点について町長のお考えをお聞きます。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

10年後の譲渡のお話でございますけれども、実は契約書のほうには、その文言は記載されておらず、口頭での約束事になっておりますので、改めてこの件についても新しい方と話をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

2番に移ります。毎年、管理費用として100万円以上の予算が行われている状況であり、さらに契約内容が前より悪くなった、先ほどの答弁では書き物にないということでしたんですが、我々はそういう、ずっと前町長との話を記憶した中で、いろいろ住民さんとも話をした記憶があります。

町長の任期最終年度となっている今、建物の返却等ははっきりとしたお考えを示される時期だと考えます。また、これまでかかった改修費の返却なども求める必要があると考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

若桜迎賓館の返却も含め、はっきりとした考えを示される時期と考えますが、所見を伺いますとのご質問でございます。

若桜迎賓館は先ほどご答弁いたしましたとおり、平成28年度に施設改修を行っておりますが、その後も毎年100万円以上の維持管理費がかかっている状況であり、今後も施

設の老朽化に伴い、修繕費等の費用の増加が危惧されているところでございます。利用状況についても先ほど述べましたように減少傾向となっており、費用対効果が非常に低くなっていると感じております。

しかしながら、迎賓館は施設改修費に多額の費用を投じていること、所有者に建物を返却する際に、現在の契約内容で施設改修費の回収など返却を含め、慎重に検討する必要がありますというふうに考えております。

しかし、新たな所有者との利用条件の協議結果、また、前所有者との間で10年間の貸借契約終了後は、建物を町へ無償譲渡する旨の話合いの経過もあるため、その内容が反故されるようであれば、今後の維持管理費を踏まえ、建物の返却も視野に入れた話合いを行っていく必要があるというふうに考えております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

来年の話をすれば鬼が笑うと言いますが、来年度には私も町長も改選をして、この場に立っておられるかどうかはちょっと定かではないんですが、やはり皆さんの声ではもう返したほうがええということもあります。

それと改修費用、先ほども私も言いましたし、町長の答弁でもありました。改修費用についても、やはり幾らかは返してもらいたいという話合いもしてほしいと思います。その辺についてはっきりともう一度答弁お願いできますか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

先ほど答弁させていただいたとおりでござ

いまして、改修費用についても、返却する場合には回収させていただきたいという話はぜひさせていただきたい。どういう話合いになるか分かりませんが、借りる場合であってもやはりいい条件でないと、やはり借りている意味もございませんので、そこら辺についてはしっかり担当課と共有しながら、新しい所有者との協議に臨みたいというふうに思っております。

議長（川上守）

山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。先ほどの質問でも申しましたが、町が管理運営する施設は様々な条件や管理方法があり、補助金、委託料、指定管理料などで管理運営されております。

様々な補助事業については町民の大切な税金が投入されていますが、手続等される際の審査の甘さも感じているところでもあり、それぞれに適正にチェックし、税金を有効に使えるようにしていただきたいと思います。

議会でも予算、決算、補正予算などで十分に慎重審議、審査していると思いますが、事業計画などの説明等を受けて初めて分かることも多いので、十分な事業の説明や報告がなければ理解することができません。今年度に入ってから説明が不十分であると感じ、意見をすることは何度かありましたが、事業や計画について議員全員が賛成、反対を含め、全て理解できることがあることも事実であります。

住民の方々に事業内容や計画を説明するのは議員の責務と考えています。早いもので、先ほども申しましたが、町長も議員も残りの任期は約半年となろうとしております。行政と議会が両輪となり、町民の付託に1つでも多く応え、事業計画を実施し、町民、住民、

福祉向上に尽力することを誓いまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（川上守）

暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時20分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を許します。3番、山根政彦議員。

議員（山根政彦）

皆さんおはようございます。3番、山根政彦でございます。本日傍聴においでの皆様、インターネット中継でご視聴の皆様ありがとうございます。はじめに、このたびの新型コロナウイルス感染症により罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、医療の最前線で新型コロナウイルス感染症に従事する医療・福祉関係の方々をはじめ、社会を支えるために頑張っておられる方々に心より感謝申し上げます。

さて、その新型コロナウイルス感染症ですが、鳥取県内でも一時クラスターが発生するなど、連日多くの感染者数が発表されてきました。最近では感染者数の発表がない日が続いており、先日の9日には、鳥取県では警戒事態宣言から新型コロナ感染予防強化月間に移行されました。

しかしながら、隣県では感染力の強い変異株が急増しており、まだまだ安心して暮らせる状況ではなく、引き続き気を緩めずにしつかりと町民みんなで感染予防をしていく必要があると感じているところでございます。そういった中、若桜町のコロナワクチン接種も順調に進んでいると聞いております。

また、9日に国会で党首討論が行われましたが、その中で菅首相が10月から11月には、必要な国民、希望する方全てでワクチン接種を終えることを実現したいと述べられました。このことは新型コロナウイルスという長いトンネルの先に、まだまだ小さい光ですが出口がやっと見えてきた感じがします。

それでは、通告しております質問を順次させていただきます。今年の梅雨入りは例年より20日ほど早く、長雨による農作物への影響が懸念される場所でもありますが、もう1つ心配しているのが、梅雨が明ける時期の豪雨や台風の接近による土砂災害の事です。

まだ記憶に新しいものが、平成30年の7月豪雨です。本町でも多くの土砂災害などが発生し、また、一部住民の避難も行われました。近年、気候変動が進む中、いつ、どこで、どのような自然災害が起きても不思議でないのが今の現状です。そのような中、町民の生命及び財産を守るため、町長の重責は計り知れないものがあると感じております。

そこで、まずはじめに、危機管理についてお尋ねします。はじめに述べたように、新型コロナウイルス感染症の影響は、これまでとは違った考え方がいろいろな局面で必要になってきます。現在のようなコロナ禍では、避難所での運営方法は、従来の防災計画にある各避難施設の収容人数も、大幅に少なくなると思いますが、十分対応できる準備はしてあるのか伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営の準備はしてあるのか伺いますとのご質問でございますが。

現行の「若桜町地域防災計画」では、各公共施設や集落公民館などを災害時の避難所と

して記載しております。それぞれの避難所の収容人数は、公共施設では1人当たり2平米から3.3平米、各集落公民館では、その集落の人口を目安に設定しているところであり、計画上は町民全員の収容が可能となっております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在のコロナ禍においては、感染防止対策のため、1人当たりのスペースをさらに広く確保する必要があり、避難所内での通路や体調不良者の救護スペースなどを考慮すると、計画収容人数を大幅に下回ることになります。

また、第2町民体育館は、コロナワクチンの集団接種会場として使用しており、大規模な避難所としての機能は現在は果たせない状況でございます。

さらに、本町において現時点では確認されておりませんが、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者や濃厚接触者等がある場合には、その方々への対応も考慮していく必要がございます。

このような状況の中、国から「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A」など、コロナ禍での避難所運営に関する通知が発出されており、それらを踏まえて検討を現在進めているところでございます。

なお、「避難」とは文字通り「難」を「避」けるということであり、安全な場所にいる人までその場を離れる必要はないものと考えております。

気象警報等は市町村単位を基本として発表されますが、自治体が発令する避難指示等を発令する際には、状況に応じて対象地域を絞り込むなど、避難情報等の発令方法についても検討してまいりたいと考えております。そして、町民皆さんの安全を確実に守っていただけるように努めてまいりたいと考えております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

今、言われたように、しっかり考えられているというようなところですか。できている準備についてちょっとお尋ねしたいなというふうには思います。

先ほど言われたように、計画にある収容可能人員の算定は3.3平米に1人というふうになっていますけど、先ほど町長言われたように、コロナ禍では感染拡大防止をしないといけないということで、当然広くなりますよね。1人当たりのスペースというのは、国の基準があつたりなんかするんですか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

コロナ禍における必要な1人当たりの平米数でございますけども、一応4平米というふうになっておりますが、やはりもう少し広めにとっていく必要があるなというふうには考えております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

避難所のことなんですけど、防災計画のほうには「避難所管理運営マニュアル」を作成するように記載されております。こういうふうにはコロナ感染拡大防止について、そのマニュアルに現在記載されて、その対応のマニュアルになっているのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

答弁は総務課長のほうから。

議長（川上守）

はい、藤原課長。

総務課長（藤原祐二）

すいません。総務課長の藤原でございます。よろしくお願ひします。先ほど山根議員からマニュアルに関してのことについていただきました。先ほど町長の答弁の中でもございましたけども、現在、国のほうからコロナ禍におけます避難所運営の通知でありますとか、Q&Aでありますとか、そういったものが発出されておりますので、現在、そちらを踏まえて見直しを行っておるところでございます。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

これ、既存のマニュアルはあるんですね。ただ、そのコロナ対応といいますか、それがないというようなことで、今、総務課長さんが言われましたけど、スケジュール的にはどういうふうに思われているんですか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

続きまして、総務課長のほうに答弁させます。

議長（川上守）

総務課長。

総務課長（藤原祐二）

スケジュールについてのご質問でございますが、現時点ではっきりといつまでというこ

とがなかなか申し上げられませんが、可能な限り、できるだけ早いうちにというふうに考えております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

さっきも言ったように、今、こういうような状況です。ほんのこの間、若桜の宿内は降っていませんけど、眷米、1時間当たり52ミリの雨量で、ものすごい雨でした。

本当にもうどこで、いつなるか分からないような状況です。そこら辺十分考えられての作成になると思いますけど、早急に作成されるようにお願いします。

そうやってマニュアルが作成されている、既存のマニュアルですけど、これは避難所の管理運営といいましたら主に職員の方々だというふうに思います。職員の方々はこちらを十分に理解して、また、週に1度幹部会などが開かれると思いますけど、その中で周知や検討はこのマニュアルについてなされておるのかどうかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

この避難所に関するマニュアルで、コロナ対応についてはまだちょっと協議のほうあまり進んでおりません。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

さっきも言ったように、避難所の主となって運営されるというのは職員の方々ですので、非常時に備えてシミュレーションをしておく

ことは大切なというふうに思います。

避難所の中には福祉避難所があります。現在、あすなろ、生協の診療所、それと社福の3施設が指定されていますけど、道路などが寸断されて、そこに行けない状況になったときには対応できる施設、あるいは方法はどのように考えられておられるのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

総務課長のほうで答弁をさせます。

議長（川上守）

総務課長。

総務課長（藤原祐二）

現在の福祉避難所等への行けなかった場合の対応についてのことだというふうに考えておりますが、このたびの国のほう、臨時交付金ですか、こういったものを活用しまして資機材の購入等は行っております。

それから、あと、福祉避難所といたしましては先ほど議員のおっしゃられた社協さん、それからあすなろさん、それから生協さんですか、この3か所ではございますが、そのほかに医療機関柿坂医院さんでありますとか、そういったところとは人員の派遣等の協定等も結ばせていただいておりますし、それからあとは、必要に応じまして市の保健所等へ保健師等も応援の要請等を行うようにということにしておりますので、そういった場合には、既存の、通常の避難所の中に仕切りを設けて、そういったことを使用するスペースを設けて、人員につきましてはそちらのほうからの派遣をいただくというような方法を考えておるところです。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

今言ったように、福祉避難所、これに行く場合は、これは自らが直接に行けばいいんですか、それとも保健センターや包括支援センターを通して連れて行ってもらうのか、そこら辺のルールがちゃんとできているのかどうかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

総務課長のほうで答弁させます。

議長（川上守）

総務課長。

総務課長（藤原祐二）

避難する際のルールのことについてということでございますが、基本的には避難所への避難につきましてはご自身等というふうには考えております。

ただ、要支援者の方につきましては、このたびの在宅の改正で名称等も変わりました。高齢者等避難、以前は準備と言ったものが避難という形に統一をされたという経緯もございますし、そういった中にこの避難に時間を要する方につきましては、早めの避難を呼びかけるということ、その中でも例えばご家族が遠方にいらっしゃるでありますとか、昼間ですと、ご家族の方が会社勤めでいらっしゃる場合等につきましては、ご連絡をいただきましたら対応したいなというふうに考えております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

これといった決まったルールというのはないんですよ。その都度対応していくようなことはできているというようなところで、理解でいいですよ。こういうようなこと、いろいろ団体があるわけですけど、これ全てのコーディネートというのはやっぱり町ですよ。町が指導するべきことだというふうに思います。関係者の方々と十分協議をしていく必要があるなというふうには感じました。

次の質問に移ります。新型コロナウイルス感染者が役場庁舎内に多数判明した場合など、庁舎を閉庁することになると思うが、その間の業務体制はどのように考えられているのか伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

役場内で新型コロナウイルス感染症感染者が多数判明した場合の業務体制をどのように考えているのか伺いますとのご質問でございますが。

本町では、平成24年度に業務継続計画、いわゆる「BCP」を作成し、災害発生時に被害、特に人的被害を最小限にとどめるための災害時優先業務を定めております。

しかしながら、現行のBCPは物理的な大規模災害を想定して作成したものであり、現在の新型コロナウイルス感染症のような状況には対応できておりませんでした。

そのため、職員から感染者が確認され、勤務者が大幅に減少し、通常業務の執行が困難となった場合においても優先して実施すべき業務の洗い出しを昨年5月に行い、それらの業務について担当者不在であっても継続できるよう、マニュアルの作成を指示しているところでございます。

また、庁舎の閉庁についてでございますが、

先日、県内で複数の職員の感染判明により庁舎を2週間閉鎖した自治体ございましたが、これは、県のクラスター条例に基づく措置ではなく、別の施設での業務継続が可能であるとの判断の下、自治体独自に決定した措置であるということでございます。

したがって、本町において同様の事象が発生した場合、保健所等の指導の下、庁舎内の消毒が完了すれば、数日で開庁することは可能であるというふうに考えております。

しかしながら、感染や濃厚接触による自宅待機などにより、勤務可能な職員が大幅に減少した際には、先に述べた優先業務に絞って業務を行っていくこととなりますので、町民の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、ご理解、ご協力をお願いしたいというふうに思っております。

また、県ではこのような場合を想定し、市長会、町村会を通じ、ほかの自治体から職員の応援体制が整備されております。議員ご指摘のような事態になった際には、このような制度も活用しながら、可能な限り業務の継続に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

一番心配するのが業務の停滞ということになります。先ほど、町長が言われたようにBCPがもう既に策定されているということですが、コロナ対応にはなっていない。早急にこれをコロナ対応のBCPもつくっていただくようお願いしたいのと、これを基に、町長の中でシミュレーションをしておくということとはとても大切なことだと思いますけど、この業務継続計画BCPを活用されたことはありますか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

コロナ対応のBCPにつきましては各課に指示してほぼほぼできておりました、それについて、内容について優先順位というものを決めていかないといけないという、その作業を今現在させていただいております。

やはり町民に直接関係する業務という部分については、やはり優先されるのではないかなというふうに思っております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

コロナ対応で各課でもそういうふうなことが検討されているということで、少し安心はいたしました。もし閉庁になっても、最低限の業務体制を整えていくということは、もう先ほども町長も言われたように大切なことでありますし、また、住民に対しての町の責務だというふうにも思います。

また、時々ちょっとシミュレーションというような言葉を使わせていただきましたが、リーダーは常に十分なシミュレーションをして、全ての状況を対処可能にしないといけないというふうに思っております。これはリーダーとしての基本中の基本です。

これは町長だけではなくて、各課の課長はリーダーとなるわけですから、そこら辺しっかり常日頃からシミュレーションはしていただきたいというふうに思います。そうした中で想定外というものをなくして、なるべく想定内にしていくことが、町民の生命と財産を守り抜く危機管理だというふうに思います。いま一度町のリーダーとして町長もしっかり考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。氷ノ山高原の宿「氷

太くん」の経営状況についてお尋ねします。

町長が考えられている氷ノ山リゾートの充実度は、年間を通じて氷ノ山に観光客を集めようとするものだというふうに思います。その中心的施設である高原の宿氷太くんの経営は、大変厳しい状況にあると思っておりますが、令和2年度の決算状況及び5月末現在の経営状況はどのようなになっているのかお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

高原の宿「氷太くん」の令和2年度の決算状況並びに5月末現在の経営状況はどのようなになっているかとお尋ねでございますが。

まずはじめに、一般財団法人若桜町観光開発事業団の令和2年度の決算状況につきましては、この6月議会において報告をさせていただいております。事業団全体の決算としましては、スキーシーズンの好調もあり、令和2年度は黒字となっている状況でございます。

しかし、これはスキー場関連施設以外の事業について、純粋に収益が増加したのではなく、国の補助金や雇用調整助成金に頼ったものであるとともに、長期借入れも行うなど、厳しい経営状況であることは否めません。

さて、ご質問の高原の宿氷太くんの経営状況についてでございますが、令和2年度の営業収益として2,227万円の収益が計上されております。令和元年度と比較して7,242万円の減となっており、これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い4月22日から6月30日まで休業したこと、また、緊急事態宣言の発令により、県内小中学生の校外学習の中止や氷太くんの宿泊客の中心である大学生の合宿が1件も入らないなど、宿泊者の大幅な減少が影響しているものであります。

このため、夏には当町が実施したG o G o

バベキュー事業に氷太くんも参加し、日帰りの集客に努めるとともに雇用調整助成金や国・県からの補助金、助成金、町の指定管理料、また、経費の削減も行いながら決算を何とか黒字にしております。

令和3年度に入りましても同様に、新型コロナウイルスの感染拡大、または緊急事態宣言などの影響を受けており、県内小中学生の校外学習の延期、中止により、5月末の営業収益は休業していた昨年度より若干増加はしているものの、通常の営業状態であった一昨年度と比較し、大幅な減少となっております。

また、現在は7月、8月に多くの大学生の合宿予約が入っておりますが、感染状況により、昨年度同様これら全てがキャンセルになることも予想され、氷太くんの経営は非常に厳しい状況と言わざるを得ません。

今後とも国・県の助成金の動向を注視しつつ、最善の方策を取っていきたいと考えております。現在、接種の行われているワクチンの効果により、新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かい、県内外への移動自粛が早急に解除されることを期待しているところでございます。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

今、言われたように、昨年から続いているコロナ禍での経営は大変厳しい状況にあるというふうに思います。観光業、宿泊業、飲食業は大きなダメージをしており、事業継続も危ぶまれているというような状況だというふうに思います。

そういった中で、組織を守り雇用を守っていくために、補助金等のあらゆる手段を使うのは当然のことだというふうに思います。

しかし、現在の氷太くんの経営手法には少し疑問が残ります。そもそも改めて聞きますが、町長の公約でもあり、所信表明でも強く

述べられた「氷ノ山リゾートの充実」というものはどのようなものなんですか、ただ、自然体験プログラムの充実なのか、コンサートなどイベントを行うことなのか、それとも氷太くんという施設の役割はどのように考えられていたのかお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

まず、氷ノ山リゾートについてでございますけれども、やはり氷ノ山冬場だけ、スキー場だけ、お客が来ればいいという考え方で今までずっとやってきておりました。

しかしながら、雪が降らないと一昨年みたいなことになり、収益が全く上がらない。そういうときに、夏場、この春から秋にかけて、いかにお客を呼んでくるのか、いかに楽しんでもらう環境をつくっていくのかということをやったり考えていく必要がある。

この春から秋にかけてお客が来ないようなところであれば、やはりこれからどんどん衰退傾向に行くんじゃないかという心配もございました。その中で、やはり氷太くんの役割というのは大変大きなものだと思っております。

ただ単なる宿泊施設としてではなくて、氷ノ山全体をまとめる役割ということも、ぜひやっていただきたいということで、今年についてもスキー場のスノーピアでございますけれども、あの前の辺りを利用した、例えば食事ができたり、遊べたりということもぜひ取り組んでいただきたいという話もさせていただいておりますし、ただ、氷太だけで、事業団だけでやるのではなくて、やはりみんなが一緒になって観光業者組合等々一緒になって、やはり盛り上げていくということを皆さんで考えていただきたいというふうに思っております。

また、秋にはまた新しい取組をやろうとい

うような動きも業者組合のほう出ております。みんなが一緒になって氷ノ山を盛り上げていただきたい。そのために氷太はもっと頑張っていたいただきたいという思いはございます。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

現在のコロナ禍では思うような経営ができていないというのは十分よう分かります。ちょっとしつこいようですけど、町長が思い描かれている氷太くんという施設は、町長が思っとなるようになっておりますか、伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

氷太につきましては、今コロナ禍ということもありまして、やはり人が来ない状況の中で活動しにくいという部分があるというふうに思っております。これが落ち着いてまいりますと、やはり中心となった活動、何か宿泊施設以外に先ほど申しましたけど、中心的役割を果たしていただけるような事業団であっていただきたいというふうに思います。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

氷太くんの建設は平成5年か、ちょっとうる覚えなんですけど、6年頃に構想が練られて、それから地権者の方々をはじめ、地元への説明を本場で教え切れないほどやられました。

当時、地元では反対の声というようなものも多く聞かれました。その際の町の考え方というのは先ほども町長が言われたように、冬

が中心だった氷ノ山を、年間を通じて集客を行い、また、同時オープンしました響きの森と力を合わせて大自然の魅力を発信し、新たな氷ノ山を売り込み、新しいお客さんを呼び込みたいという思いだったというふうに記憶しております。

そこには当然、町内の雇用が生まれ、氷ノ山の活性化はもちろんですけど、町の経済の活性化していく思いだったというふうに記憶しております。

当時、氷ノ山には6軒から7軒の宿泊施設がありました。特に学校など多く利用していたユースホステルなどもある中、あえて町が宿泊施設を建設した意味を、いま一度しっかり考えるべきだというふうに思います。町長のお考えをお伺いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

先ほど申しましたとおり、やはり氷太の役割というのは大切な部分を担わなければいけないというのは重々承知しております。

だから、早くコロナ禍の中でやはり何もできない、維持していこうという部分っていうのが今は結局、雇用調整金などもらいながら何とかしのいでいるような状況でございまして、やはり経営を考えるという意味では、どのやり方がいいのかっていうのはなかなか難しいところもございしますが、だからこそ、逆に今はそういう話合いの場をつくっていくのがいいのかなっていうふうには思っております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

町長はね、よく経営には口を出せないとい

うふうに常任委員会などで発言されています。それは、管理されとる事業団に対してなのか、それとも町が建てた氷太くんの経営に対してなのか、それとも両方なのか。

先ほど言ったような経過があるんですよね、氷太くん、宿泊施設がある氷ノ山に、氷太くんを建てたというような経緯があります。そういうような経緯がありながら、僕は経営には口は出せないというようなことは、町の責任者としてあまりにも無責任じゃないかなというふうに思いますけど、町長のお考えをお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

観光開発事業団はあくまで法人でございませう。これに対して町が介入するということは、私はできないというふうに思っております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

ちょっと残念ですね、さっき言ったように、町が建てた施設なんです。町の考え方と違った経営の場合は、意見して修正していくのが町の責任だというふうに思います。

何度も言いますが、コロナ禍での経営は大変厳しい状況だというふうに思っています。しかし、コロナ禍でも民間は手探り状況の中でしっかり前に進もうとしているんですよ、そうしないと事業の継承ができなくなるからです。いわゆる倒産です。明日から飯が食べられなくなるからです。

一方、氷太くんはどうですか。頑張っている姿が見えてきません。逆に先ほどから言われているように町長が、コロナ禍ということに甘えているようにしか見えません。補助金

を使う方法が悪いというふうには思っておりませんが、雇用を守るためにはしかたない方法だというふうにも思います。

しかし、補助金ばかりに頼っていても、氷ノ山の活性化にはつながってきません、うまく補助金を利用しながら、いろいろな戦略を立てて企画して、学校などの団体ばかりに目を向けるんじゃないかと、一般客の一人一人の、1人でも多くのお客様に利用していただくその努力が必要で、それが氷ノ山の活性化につながっていくというふうに思います。

また、それが町長の思う氷ノ山リゾートの活性化につながっていくというふうに思います。

このことは、管理運営する事業団が悪いというふうには思いません。町としての責任もありますし、私たち議会にも責任があるというふうにも思います。

私も経営者の1人として、先ほど言った経営方法の難しさはよく分かります。あの大きな施設に、例えば2人のお客様を泊めることによって、あの大きな施設を稼働させないといけない状態になります。そこには人件費、光熱水費などが多く発生します。損得だけを考えたら泊めないほうが得ですよ、民間はそれでもええというふうに僕は思います。しかし、公共施設である氷太くんはそれと、町長、本当で思われますか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

ご存知のとおり、財団法人一般事業団につきましては2年間赤字を出したら解散しないといけないという中での経営でございます。言われるように、理想的には開けておっても赤字でもいいんだという考えはあるかもしれませんが、その赤字、じゃあ、誰が補填するんですかという、経営というのはやはり

黒字を出すためにどういうふうにしたらいいのかというのを考えるのも経営だと思います、これは。

だから、ずっと閉めとっていけんがなという見方も当然あります。ただ、それが黒字に転換できるのであればという考え方もあります。それが経営方針だと私は思っております。

三朝温泉にある施設でございますけども、ずっと開けておりました、閉めないで。その結果どうなったかというところ1億円の赤字が出ました。これはある意味公共的な施設なので赤字補填していただけますが、民間であれば間違いなく大きな負債になって、へたをしたら倒産をするというようなこともございます。

だから、経営方針については、やはりどう考えていく、ただ、これからは、今言う雇用調整もありませんので当然開けていく、どんどんどんどん活用していかないと、当然利益は上がっていきません。どういうやり方がいいのかというものは、やはり事業団の中で検討をしていただいて取り組んでいただきたい。その方針については当然私どもに報告義務がありますので、そういうのは聞かせていただきたいというふうに思っています。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

氷ノ山の中心施設があつて、また、公共施設もある氷太くんがこういうことをすることによって、先ほど言われたように大きな赤字になったらどうするんだというようなことがあるかもしれません。けど、氷ノ山、また、若桜町のイメージというのは泊まれないというイメージがついてきます。

なぜ、こんなことになってしまうかというところ、町や、町ばっかしではないです。私たち議会は利益だけに目が行きがちで、それだけを追求しがちではないでしょうか。これは決

して大きな赤字を出して、町のお金をつぎ込んでもよいというようなことではありません。

町も議会も、氷太くん・公共施設、これは氷太くん公共施設になりますけど、氷ノ山、またこの若桜町にある意味を、いま一度しっかり町民の幸せのためにあるべき姿というものもしっかりいま一度考える必要があるのかなというふうに思います。

次の質問に移ります。最後になりますが、各事業の進め方についてお尋ねします。

矢部町長就任後、現在進められている「公設民営コンビニエンスストア事業」をはじめ、これまでに大きな事業として「駅ナカ・駅前事業」、「精米施設事業」、そして「旧池田小学校の人工芝設置事業」などがありました。いずれの事業も十分に町民に説明され、事業が進められてきたのか疑問が残ります。これは事業の進め方に問題があったのではないかと思います。所見をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今まで十分に町民に説明がされて事業が進められたか疑問が残ります。いずれの事業も進め方に問題があったのではないかと思うが所見を伺いますとのご質問でございますが。

まず、「コンビニエンスストア」でございますが、住民の生活環境及び利便性の向上、また、道の駅の集客力向上、防災拠点施設としての役割強化を目指して整備計画を策定した次第でございます。

事前周知等につきましては、全戸配布の総合戦略へ明記しておりますし、3月には商工会員への説明会を行ったところでございますが、町民の方々への丁寧な説明が不足していたことにより可決後ではございましたが、意見募集を行ったり、説明会を開くなどに行っている状況でございます。

次に、「若桜駅・駅ナカの施設及び駅前店舗整備事業」については、若桜駅周辺の賑わい創出と、交流人口の増加を目的として、令和元年度に整備をいたしました。

事業を進めるに当たりましては、町報に掲載するとともに、地元下町の住民の方を対象として説明会を開催し、理解を求めるとともに意見をお伺いしました。さらに、近隣で飲食店を営んでおられる方々を直接訪問して事業の概要を説明し、ご理解とご協力をいただくようお願いしております。

次に、「精米調整施設の整備」についてですが、精米施設の整備につきましては、平成28年度に策定されました「若桜町がんばる地域プラン」に位置づけられており、昨年9月に完成、運用を開始したところでございます。

このプランにつきましても、町のホームページにも掲載、毎月の町報でも生産者の活動紹介を行ってまいりました。また、建設に先立ち、農家の実態を把握するためにアンケート調査を実施し、議員の皆様のご意見も参考にしながら、令和元年6月に生産農家の方に整備施設の概要を案内させていただくとともに、3日間の生産者説明会を行い、周知・意見交換を行ったところでございます。

最後に、「旧池田小学校屋内運動場の人工芝敷設事業」についてでございますが、悪天候時や積雪時など、特に冬期間でも気軽に運動ができ、また、避難所として活用できるよう令和元年度に整備したところでございます。

この人工芝につきましては、簡単に取り外しができるようになっておりますので、住民の皆さんへの周知は特に行っておりませんが、令和2年1月には完成を記念してグラウンドゴルフ大会を開催し、若桜町グラウンドゴルフ協会と池田グラウンドゴルフ会員の皆様、議会議員の皆様に人工芝を体験していただきました。

これまで、大規模な事業については、広報わかさに当初予算の主要事業や計画内容につ

いて掲載することなどにより、住民の皆様にお知らせするように心がけてきましたが、山根議員のご指摘のとおり、周知が十分でなかった部分があったのも事実と受け止めております。

より透明でわかりやすく、住民の皆様に関心を持っていただける行政を目指し、丁寧な説明と周知に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、議員の皆様におかれましても、ぜひ、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根議員）

町長は選挙のとき、また就任されてから、当初、町民の皆様のご意見を聞きながら、町政を進めていきたいというふうに述べられていました。

これまでどのような形で町民の声を聞かれてきたのかお尋ねいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

ご要望がございましたら、各集落に出向いたり、団体等々に出向いたりしながら声を聞かせていただいたところでございますが、やはりコロナになりまして、昨年度も実は集落訪問を計画しておったんですけども、やはりコロナの中でというのはございまして、それについては、昨年度はできておりませんが、前回も説明会のときに、ぜひ意見を聞く会をつくってほしいという、コンビニではないんですけども、そういうことについては、ぜひコロナの様子をみながらできるようにしていきたいと思っております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

決して比較するわけじゃないんですけど、前小林町長は毎月「こんにちは町長室」というような形で各集落に出向いて、町民の方からいろいろなご意見を聞かれて、それを町政に活かされていました。

また、時間があるときなんかは町を歩いて人と出会い、挨拶をし、いろいろな意見を聞くことにより、それを町政に活かされたというふうに思っております。

これを矢部町長に望むものではありませんけど、矢部町長は矢部町長のやり方で町民の意見を聞き、それを町政に活かしてやっていきたいというふうに思って来られたんだというふうに思いますけど、今現在、それが全く見えてきません。

町長が言っておられるのは、事業に向かうまでに説明をし、意見を聞き、理解を得ようとされていたというふうに思いますけど、どの事業も事業が決定してからの報告という形になっていませんか、お尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

事業を進めるに当たりましてでございますけども、やはり一番最初に議員さん皆さんに説明のほうをさせていただいておると思います。当然議決されないことには執行はできませんので、議員の皆さんに説明をさせていただいて、それで、それを踏まえて町民の皆さんに広報でお知らせしたりとか、意見を聞いたりっていうことになるわけなんですけども。

それで、議決をするまで、本会議までに議員の皆さんには当然定例の委員会等々で、まずお話をさせていただき意見を聞く、議員の

皆さんっていうのは、やはり町民の代表でございますので、町民の代弁者でございます。まずそこを聞いていく。そこで意見がなければ本会議に上げていく、または広報をしていく。

やはり執行権っていうのは町にあるんですけども、議決権ございませんので、予算がないものを町民に対して無責任に提示していくっていうのもどうかなという部分もございしますので、そこら辺についてもっと早く、例えば、議会が議決しなくてもどんどん出せばいいというのであれば、それはそれでそういうやり方もあるかなというふうには思います。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

町長が言われるとおりでというふうに思います。けど、僕は言っとるのは町民の声を聞き、それを町政に活かすっていうような、町長が就任されたときに言われとったことっていうのは、もう少しちょっと滑らかといひますか、日頃の生活によっていろいろな町民の声、コンビニがやっぱり若桜にあったほうがええなとか、いや、コンビニはいらんでとかね、そういうようなことで日頃から、就任されてからいろいろ聞かれたのかなというふうな疑問が残っております。

事業実施には当然総合計画や総合戦略、また、各種の計画に沿ったものというふうに思っておりますけど、これ、事業を推進する上で大切な協議というものはなされているのかお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

当然、事業を進める上では話合いをした中

で進めていく、当然トップダウンでやっていくこともあるのは当然でございますが、やはりその財源を含め、その場所等々各担当課と話をしながら進めていく、それを議会議員の皆さんの前にご提案していくという流れの中でさせていただいております。

町民の意見につきましても、やはり生活の中でというのは、当然町を歩けば必ず声をかけ合い、いろんな話をさせていただきます。そういうものを聞きながら、できるだけ多くの意見を履行できるようにということは絶えず、常々考えております。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

各事業をやっぱり進めていく上では、やっぱり役場を上げて対応すべきだというふうに思います。職員の意見を踏まえて町長が決断されるべきであって、現在、役場のほうで検討し、また対応されているのかなというふうになんと疑問が残ります。

ちょっとじっくり、役場や役場職員の中で話し合う時間を、そういう会を取られたらなというふうに思いますけど、町長のお考えを伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

検討してみたいと思います。

議長（川上守）

山根政彦議員。

議員（山根政彦）

いずれにしても、幹部会などでしっかり課題に対する解決策を十分に話し合うことは大

切だというふうに思います。

町長が意思決定されたことを、幹部が知らないような状況にならないように、意思疎通を図っていただいて、町のかじ取りをしっかりとお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（川上守）

暫時休憩します。

午前 12時15分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を許します。6番、前任孝行議員。

議員（前任孝行）

傍聴席の皆さん、インターネット中継でご視聴の皆さん、こんにちは。6番、前任孝行です。5月3日に予定されていた若桜神社大祭も規模縮小されたということで、朝のうちに本殿にお参りし、八頭町の方が個人で企画されています「若桜鉄道全駅経由 非公認ハーフマラソン大会2021」に参加しました。

コロナ禍なので、ゴールデンウィークのうちで都合のよい日に郡家駅から各駅に立ち寄り、若桜駅まで走るというものです。一人で走ることになるかと思いきや、河原の方も2人おられ、3人で走ることになりました。

郡家駅まで若桜鉄道で出て、9時半過ぎに郡家駅をスタートしました。八頭高校前駅まで行くと、この大会の協力者でもあり、元担任した児童の保護者の方とばったり会いました。この時期の見所として紹介を受けた、各駅のこいのぼりを撮影に来られていたようです。ほとんどの駅にこいのぼりが飾られていて、「鯉のまち」でもある若桜町ですので、若桜駅にも飾るよう行動していくことをその方

に約束しました。

一緒に走る2人も、話をすれば知り合いを通しての共通話題があり、コロナ禍においても「人とのつながり」を実感した1日でした。天気も良く風も清々しい中でのランニングとなり、用品からちょっとペースアップしましたが、無事若桜駅に到着し、12時52分のニュー隼号を初めて見たと言われながら、満足した様子で帰られました。

コロナ禍で自粛、自粛と制限されることが多いですが、心も体もリフレッシュできました。やり方次第でいろんなことができることを改めて感じさせていただきました。関係者の方には貴重な機会を提供していただきありがとうございます。

それでは、通告させていただいています2つの項目を順に質問させていただきます。

まずは貸店舗、コンビニエンスストア整備事業についてです。3月議会定例会中の新聞報道等で「スケジュール白紙」という報道が出ました。そもそもこの事業を予算化するまでの過程で、住民説明やアンケートをするべきではなかったのかお尋ねします。

以上で壇上での質問は終わります。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

事業予算化までの過程で、住民説明やアンケートをすべきではなかったかのご質問でございますが。

このたびのコンビニエンス事業の予算計上に至るまでの経過については、住民、関係者の皆様に対し丁寧な説明が足りていなかったと反省するところでございます。

3月議会の山本議員への答弁でも述べましたが、本町へのコンビニ誘致の話が始まったのは道の駅建設計画時でございました。以来、コンビニ誘致の話は継続課題となっており、

平成27年度に作成した地方創生総合戦略にも生活環境の整備についての具体的施策として「公設民営によるコンビニエンスストアの設置」と明記され公表されておりますが、今日まで実現できていないのが現状でございます。

一部の町民の方々から、町民へ全く知らされずに水面下で事が決まった等のご批判をお受けしたところでございますが、地方創生総合戦略は全戸配布させていただいておりますし、議会の皆様をはじめ、町民の皆様にはご承知いただいていることであると思っております。

このたびの公設民営でのコンビニ誘致は、突然ゼロから沸き起こった案件というわけではなく、町として継続して事業化に向けた調整を行ってまいった事業であることはご理解いただければと思います。

したがって、このたびの予算計上までには、大手コンビニ2社からの条件確認、国交省、農林水産省等との様々な調整を経ての予算化であり、出そろった条件に基づいて機を捉えて予算化を行ったつもりでありましたが、このような事態となってしまったというのが率直な感想でございます。

このことを教訓として、議会の皆様のご協力も得ながら、町民の皆様への施策の伝え方を再検討し、分かりやすい開かれた町政を実現してまいりたいと考えております。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

総合戦略等にも記載はありましたが、「公設」というようなことではなくて、「誘致」という話では、多分みんなも周知はしたと思うんですけど、そこら辺のところはもう急だったんじゃないかなというふうに思っております。

それで、まず、この事業ですけど、町長のトップダウンで行っているのか、ボトムアップで行われているのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

先ほども答弁させていただきましたけども、継続事業としてずっとすることができなくて今まで来ておったと経過がございます。それを今回予算化したということでございます。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

ということは、ボトムアップということになるんでしょうかね、それで、よろしいんですか。はい。ここまでボトムアップで来られたということなので、ちょっとまた話は、僕は変わってくるんですけど、てっきりトップダウンかなというふうに思っていました。

それで、副町長はよくご存じだと思われまんですけど、県などの大型事業等々は、初年度は説明会や設計まで、また、次年度に本工事をするというような多分やり方でやっていくと思うんですけど、ここまでこのコロナ禍でこの事業を急ぐ理由はありますか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今の質問についてでございますけども、どの段階での話でございましょうか。今現在は白紙に戻すということで、スケジュールを全て白紙に戻した状態で再スタートを切っておるということですよ、それはご理解いただけますよね。

議長（川上守）

反問、もしあれだったら反問で。

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

では、次の質問に多分関わりそうなので次に行きます。5月12日期限の町民からの意見収集が行われまして79件の意見があり、賛成と思われるのが17件、反対が38件、どちらとも言えないのが24件ということだったということです。

また、6月6日には住民説明会が行われました。現時点での全体の事業スケジュールは怎么样了のかお尋ねいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

現時点での事業スケジュールはとのご質問でございますけども、町民の皆さんへの丁寧なご説明という点では、6月6日の説明会がスタートであるというふうに考えております。

当日お配りしました説明会資料及び意見交換内容等につきましても、整理ができ次第、議員の皆さんにご説明させていただき、ご意見を伺っていきたいというふうに思いまして、併せて町のホームページでの公開も予定しておりますし、広報わかさでは、皆様からいただいたご意見も含めて、意見交換で交わされた議論の概要もお伝えしていきたいというふうに考えております。

また、今回の補正予算としてアンケート調査費を計上させていただいておりますが、現時点で事業着手等のスケジュールを想定しているものではなく、まずは、引き続き町民の皆さんのご理解を得る努力と、民意の把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

良かったです。僕の想定の答えで良かったです。今、本当にこの予算審査でもいろいろ意見があったりして、町民の理解あつての予算承認ってということになったというふうに思っております。

それで、ここまで来とりまして、立ち止まって住民理解をされようとする姿というのは、私自身も大いに評価しておりますので、このように進めていってほしいなというふうに思うんですが、先ほどアンケート実施とまた住民説明、その意見交換のホームページ掲載というようなことを言われましたけど、この辺はまだすぐにはなかなか難しいと思うんですけど、いつ頃にそれをされるのか、まず、はい、お願いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

先ほど申しましたとおり、出来次第、議員の皆さんにご説明をさせていただきたいと、期日についてはできるだけ早くとしかちよつと今は言えませんが、町の広報わかさについては今月末の7月号はちょっと間に合いませんね、次の号になるというふうに思います。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

本当に丁寧にさせていただけることを願っております。それで、その予算審査の前ですけど、商工会との意見交換もされたということ

で、商工会員も町民だからということで。この間の常任委員会等でもちょっと商工会での説明会は考えてないというふうな答弁をいただいておりますけど、それには変わりはありませんか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

また町民の皆さんの意見をお聞きするということで、再スタートを切っておりますので、必要があればさせていただきたいというふうに思います。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

ちょっと突っ込んで質問をするかもしれませんが、私自身もその6月6日の説明会に参加させていただきまして、町民の方から様々な意見をいただいたんじゃないかなというふうに思います。

その中で、ちょっと気になる点は何点かありまして聞かせていただきたいんですけど、まずはそのコンビニに赤字補填はしないということを言われました。それで、まず、その意見交換の中で、事業団のほうは100万円だかの純利益の損失があるというふうなことも、その意見交換の中であつたんですけど、これまでは、あのアンケートの中にも商店への影響は限定的であるというふうに書いてあつたんですけど、その辺りの説明が僕にはちょっとようできんですけど、どういうふうに説明すればいいのかお尋ねします。

議長（川上守）

今は2番でスケジュールのことを聞いているんであつて。

説明会のときの内容に突っ込んだ話というのは少しずれてくるのかなと思うんで、質問を変えてください。

議員（前任孝行）

質問を変える。はい。ではいいです。じゃあ、結構飛びます。じゃあ、その辺はまだ多分説明されてないので、また住民説明のときにしっかり説明していただけたらというふうに思います。

スケジュールからの、では、ちょっとこれもずれるのかな、この6月定例会で、そのアンケートの予算は出て、あるんですけど、その説明会の中に過疎債の話が出てくるんです。それで、3月に確かに常任委員会で過疎債で対応するというのはちょっと町長の口から言われたのは分かるんですけど、だけど、全然補正予算にも上がってないし、計画にも載ってないし、何かそこら辺、何か住民にはそれで説明しとるけど、議会には結局、ちょっとした説明だけで、6月補正には上がってないという、この辺がちょっと矛盾したところもあるんですけど、この辺は質問にはならんのですか、関連したスケジュール的なことにはならんのですか。

議長（川上守）

予算に関わる。町長、答弁できる。

町長（矢部康樹）

いいですよ。

議長（川上守）

答弁求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

基金から過疎債に財源を変えたということ、その説明も先ほどもずっとさせていただいたんですけども、新過疎法が今年度から運用されることに伴いまして、過疎計画を町がつく

り直さないと、この話は前もしたんですけど、つくり直さないといけないと、その中にこれを入れていくということで、その過疎債については、この6月補正で上げなくても3月までの間に上げれば、財源としては対応できるということ、いつの時期に上げるかちょっとまだ相談してないですけども、今年度中というふうには思っております。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

ちょっとそこら辺が議会に説明というところの辺があつたにはあつたんですけど、6月補正には上がってないので、ちょっとどうかなというふうに思わせていただきました。

では、次の質問に移ります。5月28日の施設整備調査特別委員会において、住民1,000名を無作為に抽出したアンケートを実施予定されるという説明を受けました。本議会の補正予算で計上されています。このアンケート結果をどのように活用されようとしているのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

アンケート結果をどのように活用されるのかのご質問でございますけども、アンケートについては、コンビニ誘致について単純な賛否のみを問うものではなく、賛成であれば必要とされる理由や、どのような事業展開を望まれるのか、反対であれば不必要とされる理由や、どのような対案が考えられるのかなど、今後の施策に活用できる内容で考えてみたいというふうに思っております。

また、反対が何割なら事業を中止するのか等のご質問が多数寄せられておりますが、単

純に数だけで判断する性質の事業ではないと考えております。

町が提案する事業内容に対し、コンビニ誘致について危惧される方々のご意見もしっかりとお示しした上でアンケートを行い、やはり必要ないとされる方々のご意見、本当にコンビニを必要とされる方のご意見をしっかりと把握して、町としての方針を決定する根拠資料として活用させていただきたいというふうに思っています。

また、議会の中でも内容をご覧いただき、精査していただいて、そして町民の意見を集約していただいた上で、一緒にご協議させていただければというふうに思います。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

年代別で賛否を問うというようなことで、単純に賛否ではなくて、理由等々を検討していくということでした。それで、そのまた説明の中で買い物支援についてとか、何か防災についてとかいうことも出てくるのかなと思ったり、先ほど午前中の山根議員とのやり取りの中で、その他課との連携とか、また、幹部会でどのようにそういったことは、話し合われていくかということもあるのかなというふうに思います。

何かこれ、賑わい創出課の事業なんだろうけど、何かちょっと広がっているような気がしておりまして、またその辺も踏まえて幹部会とかでも話し合っていたらなと思いますので、そのアンケートを実施するまでとか、実施した後の考え方とかということも町長か、副町長かリーダーとなって話し合っていたらなというふうに思います。

それで、提案なんですけど、賑わい創出課の事業ということで、説明会の中では月45万円の売上がないとやっぱりなかなか経営が

できんということコンビニの方が言っておられて、それで1,000人のアンケートなんですけど、実際に、「もしできたときに月このコンビニに幾ら使うか」ぐらいなこととかを尋ねれば、どれぐらい使うか、掛ける3をしたら町民の利用の実態がある程度分かると思いますし、それにプラス観光客が来ると思うんですけど、それもちよっと今の時点ではなかなか想定、難しいんでしょうけど、町で建てるということですので、町民がどれぐらい使うのかというのがそれでも分かっているんじゃないかなというふうに思いますので、町民がこのコンビニができたなら1か月幾らぐらい使うのかというような調査項目を入れてはと思いますが、どうでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

アンケート内容についてのご質問でございますけども、ご説明と言いながら、建てるのは町でございますが、経営内部の設営だったり、経営についてはその業者が行っていくということで、経営責任は町が持つことはございませんが、そのアンケート内容についてはちょっと検討させていただきたいと思います。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

はじめに答弁の中でちょっとあったかもしれませんが、やっぱりこのアフターコロナ、賑わい創出ということに関して、今これアンケートするので、アフターコロナで、本町の「にぎわい」を取り戻すのに必要なことって質問もされては、というふうに想定したんですけど、先ほどの町長の答弁の中にありましたかね。

何か対案を示すみたいなのはあったかも知れませんが、そういったこともやれば、本町の「にぎわい」も取り戻すために必要なことみたいなことの項目も上げられれば、今後、雑談で町長と話をした中之島周辺の・・・、みたいなことも出てくるじゃないかなというふうに思いますので、そういったことも踏まえて項目を考えていただけたらなというふうに思います。

説明会でちょっと突っ込んだ質問はされないというふうに言われましたので、結構飛んでしまいましたけど、本当にこの件は、私も議員として、本当に考えさせられた事業であります。このことを考えれば考えるほど口内炎ができたり、寝られなかったり、本当に体調にも精神的にも支障を来す症状が現れてきています。私でさえこうなので町長はもっとじゃないかなというふうに思います。

これからもアンケート結果を踏まえた住民説明会をされるということで、こういった丁寧な事業執行に安心していますが、ここまで町民に行動を起こさせた事業というのは、私が議員になって、12年間で初めてです。中尾議員は「凍結」という言葉を出されましたが、町長の英断を期待しております。

では、次の質問に移ります。2、避難情報の基準についてです。

災害対策基本法、本年5月20日施行が改正され、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正するよう、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」から、「避難情報に関するガイドライン」と名称が変更されました。

例えば、時間雨量が幾らになったら警報レベル3の高齢者等避難を出すとか、総雨量が幾らになったら避難指示を出す、などといった数値基準を設ければ、避難情報を待たずに自主避難されることがあると考えますが、本町でのこの改正を踏まえてのどのような変更されたのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

本年5月20日に施行された災害対策基本法の改正を踏まえ、本町における避難情報発令基準をどのように変更したのかとのご質問でございますが。

災害対策基本法の一部を改正する法律が本年5月10日に公布され、同月20日に施行、同日以降に発令される警戒レベル3以上に係る避難情報等の名称を変更されました。

レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に、レベル4の「避難勧告及び避難指示」にあつては避難勧告が廃止され「避難指示」に、レベル5の「災害発生情報」は「緊急安全確保」にそれぞれ改称されております。

これは、曖昧だった表現をより分かりやすい表現とすることで避難を促し、逃げ遅れによる人的被害をなくそうとするものであると認識しております。なお、基本的に発令基準についての変更はありませんが、従前の避難勧告の段階で避難指示を発令することになります。

議員ご提案の自主避難を促すための数値基準についてでございますが、総雨量、時間雨量、土壌雨量指数などの様々な気象要件だけでなく、地理的要件なども加味する必要があり、一律の基準設定は困難であると考えております。

なお、住民自らが避難行動につなげる取組として、鳥取県では「避難スイッチモデル事業」というものがありまして、それを実施しております。これは、自治会などを範囲として、過去の経験を基に、災害発生の予兆などを話し合い、避難行動を開始するきっかけとする目安を住民自らが決める取組のことで、本町では昨年度、3つの自治会に取り組んでいただいております。

このような機会を積極的にご活用いただき、自主防災の輪を拡げ、災害に強い、災害に負けないまちづくりにご協力をお願いしたいと考えております。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

この情報の基準の変更についてということでチラシ等配られておいて、ほかの他町のやつを見てもやっぱり同じようなチラシをホームページに掲載とかいうことであるんですけど、やっぱりそれじゃあなかなか自主避難にはつながらんのかなというふうに思います。

それで、ちょっと調べてみまして、平成19年の8月、諸鹿とか角谷の大雨のときですけど、あれは時間雨量86ミリというようなことだったと思います。それは時間雨量で書いてあったのでそこまでしか分からないんですけど、平成30年の7月豪雨は、これは総雨量が447ミリ、これは3日間での総雨量。それで、落折は時間雨量49ミリだったということでした。

それで、こういったことがある程度、じっくり調べている人は多分調べて、これぐらい降ったらやばいなというのは分かると思うんですけど、なかなかこのチラシに結びつかないというような気がしております、こういったチラシも大事なんですけども、警戒レベルの1から5までであるところに、何か、諸鹿、角谷の辺に時間雨量88ミリ降ったらあれぐらいになりましたよ、みたいなことがあれば、ちょっとこれは避難せないけんというふうに思ったりもするんじゃないかなと。その時間雨量をただ何ぼと言われても、ピンと来ないんじゃないかなというふうに思って、ちょっと町なりの工夫をしてはどうかなというふうに思ったところです。

それで、午前中の山根議員の質問でもありましたけど、本当、局所で降るんですよ。僕も火曜日か、火曜日夕方ちょっと走ったんですけど、その眷米の影響で、ダムの放流で眷米川はだだだあ流れて、大炊橋のところで写真を撮っている人もおられました。片や、神直のあの橋のところに行ったら、もう2人ぐらい釣りをしているんですよ。

もう、だけ、それぐらい本当に全然、あれはダムを放流したからかもしれないけども、そういった感じで全然場所によっては全然違ってくるというようなところもありますので、避難せないけんと言わんといけんかったんかもしれないけど、それぐらい場所によって変わってくるこういった雨量になっておりますので、何かそういったことが分かるような、自主避難を促すように工夫していただけたらなというふうに思っておりますけど、町長、その辺りはどうでしょう。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

先ほど前任議員が言われました数値化というのは、確かに一番数字というのは目で見ればわかりやすいというふうに思いますが、先ほど説明の中にもございましたけど、今の雨の降り方が局地的な雨でございまして、若桜町全域に同じ量が降るといったような状況になっておりません。

ただ、先般も若桜町に警報も出ましたけども、あのときも降ったのは諸鹿と眷米と落折と、あと吉川が少し、それで三倉の谷から糸白見の谷、この若桜の宿内はほぼ雨が降っていないと。ああいうことがこれからも十分起こり得るんじゃないかなというふうに思います。

それで、先ほど説明させていただきました地域集落ごとに、やはり対策を話し合ってい

ただくということをやっていただくことが必要だなという、それが先ほどの避難スイッチのモデル事業でございまして、前任議員が言われた、過去の1時間雨量がこんだけあったときはこうだったでというのはやはり地域の人が一番よくご存じでございます。

だから、先ほど出た、諸鹿が86ミリ降ったときはこうだった。だったら60ミリになったら危ないからここに避難せないけんとか、そのときはみんなこういうふうに声掛けながら行けばなど、そういうのをぜひ、集落ごとでまずやっていただきたい。

それしか、今、数値化と言っても、何回も言いますけど、若桜町全域の数値化をしても全く意味がないんで、やるんであれば各集落ごとの数値化というものができるんであれば、そういうことをまた県のほうに相談させていただきたいというふうに思います。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

午前中も山根議員が巻米は52ミリって言われたかな、と言って僕も調べたんですけど、僕が調べたの、20ミリぐらいしか出てなくて、やっぱり見とるサイト、によって全然違ったりもしたつたので、その辺もいい情報提供できるやつがあればして行ってほしいなというふうに思いますし、次と関連するので次に行きます。

改正後は「避難勧告」という言葉が廃止され、「避難指示」に一本化されました。言葉の上での分かりづらさというのは解消されましたが、こうした変更内容をどのように町民へ周知し、避難行動につなげていかれるのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

法改正に伴う変更内容をどのように周知し、避難行動につなげていくのかとのご質問でございますが。

先ほどのご質問に対する答弁の冒頭でも申し上げましたが、このたびの改正法は5月10日公布、同月20日施行と公布から施行までの期間が短く、十分な周知期間をとることができませんでしたが、取水期直前の時期でもあり、早急にお知らせする必要があると考え、施行日当日、IP告知によりお知らせをさせていただきました。

なお、全国ネットのニュースや報道番組などにおいて放送されているいかものと周知しており、皆様も一度は目にされたのではないかなと思います。また、5月下旬に発行された広報わかさに、国が作成したチラシを挟み込み、全戸配布もいたしました。さらに、先日、町ホームページにも改正内容について掲載いたしましたので、併せてご確認いただきたいというふうに思います。

なお、台風や大雨など気象警報が発令され、災害が発生する危険性があるときは、テレビやラジオなどにより最新の情報にご注意いただきますとともに、本町といたしましても、空振りを恐れず、早めの避難情報等を発令していきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

チラシ僕も、ちょうど通告した後に若葉団地は回ってきたので、確認させていただいております。IPのほうにも入っているのも確認していますし、6月7日にホームページも更新されていて、3項目のことでチラシ等、このチラシとか、「避難行動判断フロー」と

か、「コロナ禍における災害の避難について」というようなことも確認させていただいておりますけど、ホームページ、なかなか見る方も少ないということもありますが、こういったところから広げていっていただいて、先ほど言われました避難スイッチのところも広げていっていただければというふうに思います。

それで、その避難スイッチも新聞ではじめ知ったのかな。若桜町がやっているということでどんなもんか聞かないといけんなと思ったんですけど、先ほどの説明でも分かりましたし、新聞等でもそういうもんなんだというのは分かったんですけど、それをやるにしてもやっぱり「人」ですよ、のことがあるのかなというふうに思います。

それで、そういった自主防災組織の推進ということでもやっていって、若葉団地もつくったのはつくったんですけど、リーダーが変わるとなかなか難しいっていうところがあって、僕もそこを考えて、調べていくと「防災士」ですか。それで、たまたまテレビで岡山の被災された方が、家族で防災士資格を取りに行って、小学校の子でも取れているというようなことがあったりもしましたし、鳥取県ではどうなんだろうな、その「防災士」って調べたら、「地域防災リーダースキルアップ研修」というのがあって、そういった防災士の資格取得のところを調べていくと、消防団員は免除されるというようなことがあって、こういうのでそういった人、今は消防団員は現場にまず出んといけんのかもしれませんけど、退職される方は何人かあったりもすると思いますので、そういった方々にそういった資格を取ってもらって、各地域のリーダーになってもらってはとったりもするんですけど、その辺りについてはどうでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

前任議員がおっしゃるとおり、若桜町の場合、高齢化してまいっております。そういう中で、地域自主防災組織もなかなか運営できなくなってきている現状もございます。

やはりその地域に、一番いいのはどの集落にもリーダーがおられるというのが一番理想的だというふうに思いますが、できるだけ一人でも多くの防災士、リーダーになり得る人の養成というのは、町としても取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

前向きな答弁ありがとうございます。本当、資格取得の費用は、防災士教本代が3,500円、防災士の認定登録料が5,000円で8,500円だそうなんです、そんなごっついからんと思いますし、そういった「人」の研修ですので、そんなにかからんけど、有益な事業になるんじゃないかなと思いますのでよろしく願いいたします。

ちょっと大分聞きたかったことが抜けてしまいましたけども、矢部町長になって様々な分野での一般質問をさせていただき、かなり意見は受け入れていただけているという感じを受けております。「事業継承」のことや「人材育成事業の対象者の拡大」、また、「コロナ禍での障がい者支援」など、もうたくさんありますが、課題意識を共有できて具体的に事業へと生かしてくださっております。

本年度の注目事業、「貸店舗整備事業」については、町民だけでなく、他町の議員さんからも注目されております。私の周辺の方は「大体議会が予算認めるけえだがな、何しよるだいや、役に立たんな。」です。今のまま進むと、貸店舗事業に参入したかった方も名前を上げにくい状況ではないかなというふう

に思います。一度、建設予算を取り下げて今年度は住民の理解を得ることに全力を尽くすことを徹底していただければと考えます。

町長の耳にも入っていると思いますが、来年度は町内の民間組織に大きな動きがあると私自身聞いております。そういったところとも連携すればいいのではないかなというふうに思っております。

人口も3,000人を切ろうとしております。こんな小さな町で分断している場合ではありません。みんなが一致団結してよりよい町、若桜町にしていくために一歩とどまることも必要だと考えます。

何度も申しますが町長の英断に期待します。終わります。

議長（川上守）

続いて一般質問を許します。4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

皆さんこんにちは。4番、山本安雄です。今年の梅雨入りは例年よりも早く梅雨に入っており、予想では期間も長いということのようでございます。近年の異常気象も多く発生していきまして、特に農作物の影響、それから突然の雨、先ほども一般質問の中でもありましたけれども、突然の雨、部分的に雨が降るというようなことによって、いわゆる川下の方が前兆なく被災されるというようなことがないように願っております。

異常気象の要因につきましては、近年、新聞・テレビ等の報道で地球温暖化が考えられております。政府は温暖化対策に向けて温室効果ガスの排出実質ゼロとする脱炭素化に向けて取り組み、再生可能エネルギーの導入だとか、建築物の省エネなどを進める方針との報道も出ています。我々も節電など省エネに協力しなければならぬ、身近なところから協力をしていく必要があるのではないかと認

識しております。

コンビニエンスストア建設については、3月定例会で一般質問を行ないました。定例会で予算は可決いたしました。その後のスケジュールの見直し、住民説明会を開催すると町長表明され、また、町民への意見募集をされました。

この意見に対しては6月6日に事業説明会を開催され、私はその事業を進め、利用効果をしっかり上げるということは、やはり町民の皆さんの理解がなければ、効果も上がらないことだとそう思っております。

議決したとはいえ、今後の利用効果を上げるために何が必要なのかということで、議員としての務めと判断して、この6日の説明会に参加いたしました。先ほど前住議員からもありました議会、議員に対しても本当に厳しい意見がございました。

今回、このたびの一般質問通告しましたのは6月2日でございます。その後の説明会ということなので、通告内容と非常に重複する部分もあつたりするかとはい思いますが、なるべく要点を絞って説明をしていきたいと思っております。

それでは通告をしております質問へ入りませぬ。令和3年3月定例会での一般質問において、「本町コンビニ設置について、最初に検討したのは、道の駅建設計画時でございます。その当時も必要性の是非について様々な意見があり、当時の町内情勢等総合的に勘案し、最終的にはその時点で整備を見送られた経緯があつたと記憶しております。」との答弁をございました。どのような意見があつて見送られたのかお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

道の駅建設時の計画時にどのような意見が

あり、コンビニ設置を見送られたのかとのご質問でございますが。

道の駅建設時、近隣市町にコンビニエンスストアが参入し始めている時期であり、実際に他県のコンビニ併設の道の駅の指定管理を受託している業者から、本町の道の駅の指定管理に興味を示す問合せを受け、担当課内でも道の駅とコンビニの併設を検討した経過がございます。

しかしながら、当町の道の駅の指定管理者公募の際には、その業者からの応募はなく、その後はコンビニ併設にこだわることなく、まずは道の駅のオープンに向けた準備を進めたと記憶しております。なお、その当時の記録は探しましたが残っておりませんでした。当時の担当課の職員からの聞き取りで答弁をさせていただきました。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

当時の詳しい資料はないというようなことで、応募がなかったのもそのままコンビニじゃなくて、今の道の駅のままで進んだということだったと思っておりますが、それが先ほどの資料がないということになるのかもしれませんが、このたび計画されたということは、町内情勢がそのときと比べて何かしら変わったという認識をお持ちの中で、このたびの計画だったのかお伺いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

コンビニにつきましては先ほど申しましたように、道の駅、当時にはコンビニの関係者のご協力できないというか、応募がなかったというようなことがございましたが、やはり

コンビニをつくるに当たりまして、コンビニをつくるためのいろいろな条件、要件がございます。それで、あるコンビニのチェーン事業者であったり、その経営者であったり、そういう関係の中で、できるかできないかをコンビニ業者が判断をしていただく中で、今であれば可能ではないかというようなこととございましたので、計画として上げさせていただいたところでございます。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

あまりこの件でとは思っていませんけれども、今であればコンビニ業者としては、設置する時期としてはいい時期だったという、そういう言葉をいただいて今回計画されたというようなことですが、冒頭の挨拶でも申しましたが、町民、理解して効果がなかなか上がらんということも述べましたが、ここの判断のところには前住議員の答弁でもあったと思いますけど、町民の理解ということは総合計画に載って、それを町民に示したということということだけじゃないと思うんですが。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

総合戦略を作成するに当たりまして、当然町民から、代表の皆さん出ていただいて協議をさせていただきました。

それで、その中にそれが掲載してあるわけですけど、これについても議会のほうにも総合戦略の中身についての説明のほうもさせていただいております。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

この件につきましては議会も承認、総合計画もそうですし、予算もそうです。と言いながら、こうやっているような意見が出てきておるところです。これは先ほどの説明会でも、議会議員に対するいろんな意見があったということにも通ずるわけですけれども、結果的に、そのスケジュール白紙ということで説明をしていく、という町長が力強く発言されておるということを踏まえまして、2番目の質問に入りたいと思います。

町民との意見交換を経て、コンビニエンスストアの建設をするということになった場合、どの段階で意見交換が、なったかという判断は非常に、理解が得られたという判断は非常に難しいとは思いますが、そこまでの通告してないんで。

公募、事業者は公募により決定すると説明を受けたところですが、公募はどのような基準、公募に付するについて基準なり条件なりというものは想定していらっしゃると思うんですけれども、どのような基準を設けて公募される予定なのかお伺いをいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

管理運営する事業者の公募基準についてのご質問でございますけれども。

ご質問内容について、誤解のないように、まず整理をさせていただきたいと思います。

まず、これまで委員会等でもご説明をさせていただいてきたとおり、建物は賃貸物件として整備を計画しているものであり、コンビニエンスストア全てを建設するものではありません。

また、指定管理制度とは異なり、貸店舗を

借りて使用していただける人と貸借契約を締結するものであり、管理運営を求めるものではございませんのでご承知願いたいと思います。

ご質問の件でございますけれども、公募基準の詳細を公募前に公表することは、応募者に対する公平性の観点から控えさせていただきますが、応募条件の基本的な考え方として、税の滞納がないとか、暴力団関係者じゃない等の一般的要件を満たす個人又は法人として、その方々に企画書を作成していただいて、提出いただくような形になると思います。

まだ詳細については、まだ内容検討はしておりません。いずれにいたしましても、当事者は皆様から多くのご意見をいただいて、スケジュールを見直しているところでございますので、現在は公募条件を確定させているものは全くございませんので、これまでいただいている様々なご意見を参考に、最終的な公募条件というものを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

賃貸借によるところではあるんだけど、一般的な条件以外のところの条件については、スケジュールと併せて、まだ細かい検討はされてないというようなことではありますが、その賃貸借契約がまだで、それから公募条件は決定しても事前に公開することはちょっと控えたいということもありましたけれども、1つずつ、ちょっと確認したいんですけれども、契約の条件、いわゆる公募の条件は、事前には公表しないっていう、さっきそうおっしゃったと思うんですけど、その意図がちょっとよく分からん。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

公募基準、公募前の公表でございますけども、一般、その部分部分に公表していくという意味ではなく、当然、町議会議員の皆さんにはご協議をいただくためには、内容見ていただくんですけども、それを外部に出していくというのは一斉に出したいと。

分かります、言ようことが、すいません。そういうことですんで。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

一斉にというところですね。はい。承知しました。一斉に、私は一斉になるべく早くということのほうが公平・公正だというふうに、私は、判断はしておりますところですが。

賃貸借契約ということをおっしゃったところですけども、これ、次の質問になっちゃったな。この建設されたものというのは、町の財産としては普通財産に該当するというふうに認識しておりますけど、町長、どのような。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

山本議員おっしゃるとおり、普通財産として扱います。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

説明会では、期間は10年ということで、6月6日の住民説明会的时候には、そうおっ

しゃっていたと思うんですけども、普通財産を一般の方に貸付けする場合というのは、何か制限があったような気がするんですけども、全然問題ないことなんでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

総務課長のほうに答弁させます。

議長（川上守）

はい、総務課長。

総務課長（藤原祐二）

すいません。普通財産を貸付けるのに問題があるかというお話だと思いますけども、逆に、行政財産のほうを貸付けることのほうが問題ではあるのかなというふうには考えております。

ただ、そういったことで、ちょっと今手元に資料がないのであれなんですけども、行政財産には貸付期間がちょっと短期であったと思いますし、普通財産ですと、長いものだと10年、20年単位の貸付けが可能であるというふうには考えております。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

普通財産の貸付けについては、普通財産というからには無償の貸付けということはないとは思っていますが、賃貸契約ということも、さっき町長おっしゃっていたんですけど、その辺りのことの検討はどうされていますか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

賃貸借契約で考えております。ただ、まだ金額のほうについては、まだこれから検討してまいりたいというふうに思います。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

普通財産の貸付けについては、一般的にネットなんかで調べてみるのに、町の歳入を期待する部分もあったりとか、ちゅうようなこともネットで見るとあったりするわけですけども、いずれにしても、これも減価償却をしていかないといかんというようなものだろうと思っておるところで、その辺も踏まえたところで賃貸金額ですね、検討していただけるのかなと思ったりはしていますけども、具体的に考えがあれば。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

先ほども申しましたように、まだ現在はそういう金額はありません。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

ほかに細かい応募条件を考えておられるかどうか、ちょっと分からんですけども、説明会の中で、条件、10年契約としながらも、毎年諸条件は見直しというようなことも書いてあったと思うんですけども、その辺りもやはり応募条件の中で検討されていくことなんでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

条件の中でそこら辺の点については検討して明記していきたいというふうに思います。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

契約していながら、その中身が年々変わってくるというところには少し違和感があるところですけども、その辺もいずれにしても町民理解が得られるような形を取っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。業者選定については委員会を設置して選考することですけども、今委員の人数だとか、例えば指定管理者の場合は委員会を設けて、例えば町長が委員長とか、副町長がっていうようなことがあるわけですけども、具体的にはどのような形で考えていらっしゃいますか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

業者選定する委員会の委員数、選考基準についてのご質問でございますが、先ほどの答弁と重複いたしますが、選考基準の詳細を審査前に公表はしないということです。また、現段階で審査委員の人数や選考基準は確定させているものではありません、まだ。

その上で、基本的な考え方として、小売やATM、各種支払い、宅配便の受発送等の一般的なコンビニ機能全般は応募の最低条件にはなりますけども、最低条件プラスアルファの企画部分が審査対象になるんじゃないかなというふうに今考えております。

例えば、商品の宅配サービスの可否や収め

られる賃料の額、防災面等の協力可能な範囲、内容、その他展開可能なサービス、あと地域貢献への考え方などを競って企画提案していただき、その各事業者独自の企画内容を採点方式で審査して選考させていただくというような流れになるんじゃないかなというふうに思います。

先ほどの公募条件と同じく、これまでにいただいている様々なご意見などを参考に、最終的に参考基準を設定していきたいというふうに考えております。

そして最低得点をクリアした応募者の中で、若桜町にとっても、若桜町民にとっても一番有利な条件をご提示いただいた事業者を賃貸借候補者として選考をさせていただき、契約協議に移っていきたいというふうに思います。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

選考される委員の人数等々、まだ詳しくは決めてないということですが、入っていただくコンビニの方に求める業務内容というのは、支払い関係だとか、宅配だとか、いろいろおっしゃっていましたがけれども、そういう機能を持って入っていただくことに対して、例えば選定される委員の方は誰ということではなくって、町内の事業者だとか、高齢者の方だとかっていうの、そういう幅広い分野で、いわゆる町内の同業者であっていいと思います。利用者でもあっていいと思いますし、そういう形で広く、広いいろんな分野から選定というか、選定委員ですか、なっただけことが望ましい、どんどん使っていただけるコンビニになるためにはそういう方を選定するほうが望ましいと思いますけども、その辺のところはまだ考えていらっしゃいませんか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

委員会の委員の選定方法について、今、ご提案いただいたんですけど、先ほど申しましたように、委員の委員数であったり、どういふ方を選ぶのかというのはまだ決めておりませんので、先ほどいただきましたご意見、広い分野での選定という部分については、参考にさせていただいて、選考委員のほう選ばしていただきたいというふうに思います。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

以前、指定管理者の公募のときに、選考委員が何人かおられて、選考結果として点数制で、業者名はなかったんですけども、そういうようなことを議会の中では見させていただいたということではありますけれども、有利な業者に、有益なというかね、検討した結果、有益なというかね、そういう業者を選定していくということですけど、その辺は選考項目の中でいろいろ検討されることだろうと思いますけれども。

それは先ほどした、委員の方々とその項目ですね、どんな項目で選定していくんだというようなことは、事前にこんな項目でやろうというようなことは、スケジュールの中でどちらが先かということだと思っんですけども、どのようにお考えですか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

選考委員さんの選考基準の目合わせですね。これは当然必要なことだというふうに思いますので、選考委員さんを決めましたら集まっ

ていただいて、こういう基準で選考してくださいということはやる必要があると。

やっぱり、どこを見ていくのかというのは、人によってやっぱり違う部分はあるかとは思いますが、やはり目合わせだけはやっておく必要があるというふうに思います。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

ぜひ、今日の朝からのそれぞれの方の一般質問の中でも、公平・公正でというような話もいっぱい出てきたわけですが、ぜひ公平・公平な形でやっていただきたいと思えます。

続きまして4番目の質問に行きます。建設後、公設民営という形での効果、コンビニエンスストアが誘致されたことによる効果ということとは少し違うと思うんですけども、公設民営での効果っていうのは、予算的なこととか、コンビニがなかなか来てくれないから公設でしたということでの公設ということですか、確認みたいなことにはなりますが。

議長（川上守）

4番の質問ですよね。

議員（山本安雄）

4番です。はい。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

効果検証をどのような方向で行うのかというご質問でございますが。

指定管理や委託事業ではありませんので、店舗経営は完全に貸借人となる民間事業者の責任において営業されることとなります。

本業務から直接的に得られる効果としましては、観光交流人口の増加や生活環境の充実などが考えられますが、その効果検証としては、プロポーザルの際に企画提案され、契約を締結された内容が履行されているか確認させていただくこと、道の駅をはじめとした入り込み客数の推移等により、効果の検証を行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

指定管理の場合は、営業自体を町が管轄することになり、営業実態等を把握し、入り込み客数や売上データをご提出いただきながら、営業方針を協議したり、必要であれば指定管理料の増減を行いながら実施していくものでございますが、本事業はそういった性質の事業ではないということをご理解いただければというふうに思います。

売れ筋商品や各種サービスの利用者数、年齢層等の顧客データは、どこまで開示していただけるかというのは、あまり今現在、分かっておりませんが、やはりそういう部分に必要だと思われるデータについては、プロポーザルの要件として考えていく必要があるというふうに思います。

しかしながら、再度申し上げますけども、本事業は指定管理者制度ではありませんので、これはあくまで民間事業者の任意のご協力をお願いするということとなります。このことについては、ぜひご理解をいただきたいというふうに思いますが、そのプロポーザルの中で、例えば年度事業報告書の提出というような項目を設けるということは、可能ではないかなというふうには思います。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

民間業者が入ってきていただいて、そのプロポーザルでやってそれぞれの内容も検討し

ていくと言いながら、指定管理者とは違うんだけれども、事業報告書の提出というようなこともですけれども、そういうことも、じゃあ、公募の条件に入るといって、ちょっと質問元に戻るんかもしれませんが、今の答弁によってなんですけど、事業報告書の提出も入るといっていいんですか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

事業報告書の提出を入れるというか、入れることもできると、要件として。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

私もその効果検証をどうするんだというところで、例えば事業報告書を見ないとその業者が儲かっているとか、儲かってないとか。

赤字だから、赤字補填はしないとはっきりおっしゃったんでされないわけでしょうけれども、そういう検証もできない。

それと併せて、効果検証の中にはコンビニエンスストアの経営の検証ではなくて、町民にどれだけ利益があったかというの、もともと町民の利便性ということもおっしゃっていたわけですし、それから相乗効果もあるんだというようなこともおっしゃっていました。その辺のところも併せて、効果検証する方法を検討する必要があるんじゃないでしょうか。

町長（矢部康樹）

議長、反問。

議長（川上守）

町長の反問を許します。

町長（矢部康樹）

先ほど山本議員より、町民の利益がどのようにあったのかというふうに、それを検証すべきではないかと言われました。その町民の利益っていうのはどういうふうに計らせてもらおう、どういうふうな形で出してもらえばいいのか、ちょっと教えていただけますか。

議長（川上守）

答弁を求めます。山本安雄議員。

議員（山本安雄）

もともと計画の段階で町民が必要だと思っている、町民がコンビニ払いが必要だ、それから例えば八東まで出なくても若桜でできるんだというようなことが、当初の計画理由であったように思います。それで、当初の計画の理由の町長がおっしゃっていたその部分、これは町民の利便性だと私はそう思っているところです。

議長（川上守）

安雄議員、だから、どういうふうに検証するんだって、町長尋ねたんだよね。

議員（山本安雄）

だから、それを提案されたということは、当然そんだけの効果があると判断されて提案されたわけですから。

議長（川上守）

安雄議員、ちょっと質問変えて、かみ合っていない。質問変えてください。

議員（山本安雄）

例えば、設置後に、町民の方々からどの程度便利になったんだよとかっていう話、それから宿内の事業所に対して、経営がどういふふうに変ったんだよとかっていうことは、

せめてその確認ぐらいはしてもいいんじゃないかなと思います。

議長（川上守）

町長、さっきの反問の答えになってないな。

暫時休憩します。

（議会運営委員長と調整）

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどの反問権に対する山本安雄議員の答弁を求めます。

議員（山本安雄）

町民の利便性が向上したということが判断できれば私はそれでいいかと。その判断する方法としていろいろあるんでしょうけれども、先ほど言いましたように、いろんな意見を聞くとか、そういうようなことでできたものの、その後の効果検証というのは、そういうことで必要ではないだろうかということでございます。

議長（川上守）

町長、町長、答弁求めればいいか。

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

利便性の向上につきましてですけども、やはりコンビニがあること自体が僕は利便性っていうのは必ず上がるというふうに思っております。全員とは言いません、町民全員とは言いませんけども、コンビニができることによって、その利用される方にとってはやはり利便性というのは向上するんじゃないかなというふうに思います。

ただ、先ほどありました効果の方法をどういうふうにして示すのかというのは、ちょっ

とこれはまた検討させてください。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

数値で出してほしいとかっていう、それが一番ベストなんですけど、なかなか出せない部分だろうと思いますけれども、いろんなことで便利になったとか、逆の場合もあるかと思うんですね。そういうことが毎回業者と話をしていくっちゅうことではないかなとは思っているところでありますけれども、コンビニの関係の質問はここで終わろうと思えますけれども、いずれにしても、まだ決まっていないことがたくさんありますし、スケジュール白紙というようなこともありました。財源のことを何人かの方がおっしゃっていましたけれども。

ここで6日の説明会資料のところ、町長が資料に記載されていたことだと思うんですけども、今後の進め方というところだと思いますが、「商店、消費者、単身者、核家族、老若男女、職業形態などの違いによっても、多種多様な意見があって当然であり、可能な限りそのような考え方は思いつきもしなかったというようなことがないようにしたい」と、はっきりこうやって記載もされていますし、ここまでのいろんな、一般質問の中でもおっしゃっていました、しっかり説明していくということで町民の生活環境整備の向上に私も期待するところです。

ただ、先ほど前任議員の一般質問の中であったアンケートの後、商工会への説明については必要でないかというようなこともあったわけですけども、ぜひ、やはりこれは広い方、先ほど町長がおっしゃっていた中でもありますので、しっかりそういう方にも、商店、消費者、単身者ってありましたね。そういうところにもしっかり説明していただき

たい。これが皆さんに納得していただいて、それからそこがスタートラインだというようなこともおっしゃっていました。

山根議員の質問でもありました氷太くんの関係と地元業者の関係ということもありますし、そういうようなことがあってはならん、本当に相乗効果が上がるということをしかりと、まだまだ検討していかれる部分というのはたくさんあるやに私は思いました。

このことについては、答弁は求めませんが、しっかり検討していただいて、理解していただくということが成功の一つだろうと思います。

次の質問です。町有財産の維持管理ということですが、よろしいですか。近年、庁舎の耐震補強工事、それからドリーミーの改修工事、町民体育館の耐震工事やこのたびトイレの改修工事、かなり高額なものでありますが、いわゆる箱物と言われる公共施設の大規模な改修工事が見受けられます。

施設が老朽化していくとともに、改修を要する費用が増えてきます。公共施設の今現在のそういう老朽化等々ですね、そういうところの現状の把握はされておりますか。また、その結果を見てどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

施設の老朽化とともに、改修経費の増大が懸念される。公共施設の現状を把握しているか、またその結果をどう考えているのかとのご質問でございますが。

我が国は、かつての高度経済成長期、急激な人口増加、社会変化に対応するため、公共施設の整備が進められました。その当時の施設は、長期間が経過し、大規模改修や耐震整備、建て替えが急務となっており、加えて老

朽化が原因の事故が各地で報告されるなど、その対策が社会問題にもなっております。

本町の公共施設においても同様の課題を抱えており、さらに、今後、人口減少や少子高齢化の進行により施設の利用需要の変化が予想されます。

このような中、本町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた「若桜町公共施設等総合管理計画」を平成28年度に策定しております。

また、昨年度、国のインフラ長寿命化計画を基に、公共施設の点検を実施し、各施設の劣化状況や維持管理経費等を取りまとめた「施設カルテ」を作成した上で評価を行い、施設ごとに今後の利用方針等を定めた「若桜町公共施設個別施設計画」を策定したところでございます。

この計画では、各施設の今後の利用方針を「継続」、「集約化・複合化」、「廃止」、「転用」の4区分で判定しておりますが、本町の全ての施設が「継続」判定でございました。

また、劣化状況を判断する「ハード評価」においても、全施設が基準値以上の評価であり、現時点で、「早急な建て替えなどが必要な施設はない」との結果でございました。

しかしながら、令和元年度末における町有財産のうち、建物に係る有形固定資産減価償却率は65.4%と非常に高い水準にあり、多くの施設で老朽化が進んでいるのも事実でございます。町民の皆さんに安心してご利用いただけるよう、計画的な維持修繕に取り組んでいく必要があるものと考えております。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

更新に至るまでのところではないと。今後、利用計画等を策定してということですけども、ただ、減価償却65.4%ということは、将

来的にはこれが向こう何年に向かったの調査だったのかということころは、ごめんなさい、調査としては向こう何年間の調査ということだったんですか、今現在の調査。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

調査につきましては、現状把握のための調査でございます。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

現状把握としてそういうことではあるんですけども、今後の、2番目の質問に入るんですが、利用計画等々も検討していくということでしたが、年度費用ですね、改修改善の年度費用を平準化するというようなことも必要だと思うんですが、その中で、先ほど町長、答弁でありました公共施設等総合管理計画、平成28年度ということで、5年経ったわけですね。

調べてみますと、若桜町これ10年間の計画期間で、たしか計画を立てていらっしゃると思うんですよ。なので、現状把握という今のことではありますけれども、今後の、2番目の質問にも書いていますけれども、今後の整備も必要だろうと思うわけですが、今後の整備についての考え方をお尋ねします。今後の整備の考え方を。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

公共施設を計画的に補修・改修するための整備計画を作成しては、とのご提案でござい

ますが。

限られた財源の中、持続可能なまちづくりを実現しつつ、ニーズに対応した公共サービスを提供していくためには、議員ご指摘のとおり、「公共施設の補修・改修に係る費用を平準化するための対策が必要である」ことは、私も感じているところであり、先ほどのご質問に対する答弁でも触れさせていただいた、平成28年度策定の公共施設等総合管理計画については、本年度改定するようにしておるところでございます。

今回の改定では、昨年度策定した「個別施設計画」を反映させ、各施設の今後の維持管理や更新に係る経費を算出し、その経費に充当可能な財源を検討するとともに、今後の財政シミュレーションを盛り込むこととしておるところでございます。

したがって、この改定により、ご提案いただいております「補修・改修に係る各年度費用を平準化するための計画」と同様のものが出来上がるというふうに考えております。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

ということで、これから計画していく中では、先ほど、現状としては更新はないということではありましたけれども、更新する分、また、長寿命化ですね、減価償却率が65.4%ということになると、おのずとそういうことも検討していかないとけんというようなことも、結果的には発生するという中で、先ほど財源も検討せないかんということ、町長おっしゃっていました。

この財源がどの財源を充てるのかということの検討にはなるんでしょうが、こうやって公債比率のことも中尾議員がおっしゃっていましたが、今後の財源見通しの中で、その金額がどうなるのか、平成28年度公共

施設等整備計画を見ますと、28年度策定の分では、これは建物だけではないんですけどね、年平均5億9千万円というような数字が出とったわけですけども、このたび計画された分についての財源として、過疎債だとかいろいろとあろうかと思えますし、これの何ですか、公共設備等整備関係の負債もあるようには聞いておりますけれども。

そういうことによって、今後例えば、米の施設だとか、いろんなもんがあってきますよね、その財源措置として考えるのに、過疎債一辺倒なのかどうなのかというのは、幅広く検討していただけるものとは思っていますけれども、どういうまとめにしたらいいのかわりと分からんですけれども。

基本的にはやっぱり過疎債とかそういうことを充てられるような思いなのかどうなのか、計画がこれからなんで、何とも言えませんがけれども、財源として今想定していられるものとかっていうのはありましたら。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

総務課長が答弁いたします。

議長（川上守）

総務課長。

総務課長（藤原祐二）

失礼いたします。財源についてのご質問ということでございますが、先ほど町長の答弁の中でもございましたけども、計画の見直しにつきましては、今年度予定をしておるということでございまして、その見直しの内容によりまして、どういった財源が使えるのかということも含めて、シミュレーションをしていきたいと。

それで、例えば、おっしゃった過疎なら過

疎だとすれば、使える事業でありますとか、そういうのが限定されてはきますので、どういった方向で見直していくのかによって、その財源の方向は変わってくるかとは思っています。

そういうことも含めてのシミュレーションを行うということでございますので、今この場でどういう財源をといるお話につきましては、具体的にはちょっとお答えができない状況でございます。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

財政規模が決してほかの町村と比べて多い町村ではないということになると、いろんな過疎債等々使うと、公債比率はすぐ変わるんじゃないかという心配の下での質問でございました。

コンビニの建設にしてもそうですし、この建てた物の維持管理にしてもそうですし、長期化に有効利用するということも踏まえ、今後の財政等を考えながら、しっかり今後の将来世代に負担のない財政運営をお願いして、私の一般質問は終わります。

議長（川上守）

これで一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時55分 散会